

**東北大学における安全保障輸出管理
平成30年度活動報告書**

平成31年3月

国立大学法人東北大学

はじめに

東北大学では、平成22年3月に安全保障輸出管理体制を発足して以来、法令を遵守し、国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある取引は行わないことを基本方針に、学術研究の健全な発展等に寄与することを目的とし、安全保障輸出管理を本学のコンプライアンス活動に組み込み、実効的な輸出管理の実践に格段の努力を傾注してきました。

本活動報告書は、平成30年度における本学の安全保障輸出管理に係る活動状況を取りまとめたものです。

安全保障輸出管理は、先進国が持っている軍事転用可能な高度な貨物や技術が、国際社会の平和や安全を脅かす国家やテロリストなどに渡らないよう、協調して防止するための取組です。日本では、国際的な枠組み（国際輸出管理レジーム）において合意されたリストに基づき、外国為替及び外国貿易法（外為法）及び関連法令等で規制対象の貨物や技術を定め、その管理を実施しています。

本学の教育研究活動においては、東北大学ビジョン2030が策定され、現在、創造と変革を先導する大学として、世界で活躍する人材の育成や世界トップレベルの研究の推進等、様々な取組が展開され、大学の国際化は一層加速しています。更にグローバルな技術革新競争を勝ち抜くためには、国内外を問わず有力な企業と連携することが不可欠であり、外国企業との連携による資金獲得によって、大学の経営基盤強化や研究力の更なる向上を図ることが可能となります。一方、国際社会における安全保障をめぐる課題はより深刻化しており、民生技術が技術革新を主導することで、機微性の高い民生技術が影響を及ぼす軍事分野の範囲が拡大、軍事分野におけるデュアルユースの重要性が高まり、高度技術の流出は関係国間でも大きな問題となっています。

輸出管理というと、グローバルな教育研究活動に一定の規制をかける印象を持ち、国際化推進のブレーキととらえがちですが、むしろ大学教員各人の自由な教育研究環境を法的・社会的リスクから守り、安心できる教育研究活動を保証するための手続です。輸出管理は、大学におけるリスクマネジメントの一環であるにとらえ、その手続きを形骸化させることなく、教員一人ひとりが国際社会の期待に応えていくための職業的役割の重要な基礎的プロセスであり、教育研究活動の日常的なものとして認識し、主体的な管理を実施していくことを期待しています。

末筆ではありますが、本報告書が本学における安全保障輸出管理の理解の一助となると同時に、我が国の大学等における安全保障輸出管理の制度の普及や課題共有と取組の追求に些かなりとも役立てば幸いです。

国立大学法人東北大学安全保障輸出管理統括責任者
理事・副学長（総務・財務・国際展開担当） 植木 俊哉

東北大学における安全保障輸出管理

平成30年度活動報告書

目 次

第1章 活動状況
第2章 判定手続等の取扱実績
第3章 調査
第4章 教育・普及啓発活動
第5章 監査
第6章 学外との連携活動等

資料

1. 国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程
2. 東北大学安全保障輸出管理体制図
 - (参考資料1) 本部責任者等名簿 (平成31. 3. 31現在)
 - (参考資料2) 委員会名簿 (平成31. 3. 31現在)
 - (参考資料3) 委員会アドバイザー名簿 (平成31. 3. 31現在)
 - (参考資料4) 輸出管理アドバイザー名簿 (平成31. 3. 31現在)
 - (参考資料5) 輸出管理担当者名簿 (平成31. 3. 31現在)
3. 基本フロー図
4. 判定手続のフロー図
5. 終了前確認チェックフロー図
6. 「安全保障輸出管理に関する教員全学講習会」平成30年度教員全学講習会資料
7. 「文部科学省、経済産業省主催説明会」大学等向け安全保障貿易管理説明会資料 (抜粋)

第1章 活動状況

本学では、平成22年3月に安全保障輸出管理体制が発足して以降、国際的な平和及び安全の維持を目的とした外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」）を遵守するとともに、大学の国際化や研究環境の変化等、本学の実情に即した輸出管理の制度構築および運用について、様々な取り組みを行ってきた。

以下、Ⅰにおいて平成30年度に行った改善・充実のための種々の取組みのうち主なものを紹介し、また、Ⅱにおいては委員会の実施状況、本学の輸出管理の状況を報告する。

Ⅰ. 改善・充実のための主な取組み

平成30年度に行った改善・充実のための主な取組みは以下のとおりである。

1. けん制体制（教員に対する事務サポート）の充実・強化

本学では、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」）におけるけん制体制（教員に対する事務サポート）の充実・強化のため、事務関係部署との連携等に関する様々な活動を行っている。

【取組み】

- ・留学生課との連携により、国費外国人留学生等に関する選考手続き通知や申請状況等の情報を共有することで、適切な輸出管理を行った。

留学生や外国人研究者等の在留資格認定証明書交付申請書に係る出入国在留管理局からの照会等については、国際交流サポート室と当室が連携することにより、部局対応等の負担軽減を図った。

- ・国際交流課との連携により、客員研究員や日本学術振興会諸事業等で受入れる研究者の情報を正確に把握し、輸出管理の手続漏れ防止に努めた。

2. 安全保障輸出管理委員会の運営改善

本学安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」）は、開催形式と書面形式による委員会審議、講習会等の普及・啓発活動及び監査を行っており（Ⅱ. 委員会の活動状況を参照）、平成30年度の運営改善に関する取組みは以下のとおりである。

【取組み】

- ・本学では、輸出管理のファーストチェックとして、手続きの要否等を確認する「チェックフロー図」を用意している。これまでもデータ提供は、輸出行為である旨講習会等で説明していたが、確認については共同研究や外国出張の技術提供チェックフロー図を利用し

ており、データ提供のチェックフロー図がわかりにくいとの意見が教員等から寄せられていたこともあり、これまで未整備だった技術データ提供のチェックフロー図を整備した。

- ・開催形式による委員会の回数を最小限に抑え、委員である教員の負担軽減を図った。
- ・講習会等の参加申込みについて、web上に申込みフォーム作成し、申し込みを簡単にするとともに、部局の取りまとめ等の負担軽減を図った。

3. その他（次年度に向けて継続中の取組み）

平成29年末より、本学の輸出管理手続き書類（以下、輸出管理シートという）の作成や確認作業等に関する業務のシステム化について、情報推進課の協力のもとシステム構築を行っている。今後の展開として、数部局を抽出しシステムのプレ運用を実施、動作チェックを行い、次年度中の運用開始を目指す。システム化により、教職員の輸出管理シート作成業務の負担軽減を図るほか、事務担当者においては部局の輸出管理一覧の作成や、教員とのメールによる連絡業務をシステム上で管理可能にすることで、輸出管理関連業務全体の省力化を図る。

II. 委員会の活動状況

平成30年度の安全保障輸出管理委員会の活動は以下のとおりである。

【委員会等】

- ・概ね1回/月開催（開催形式と書面形式を併用）、本委員会前に委員長、副委員長及び輸出管理マネージャーによる事前審査を実施。
- ・委員会での主な審議は、規程細則等の改正関係、懸念先からの受入れ等。

【普及・啓発活動】

- ・教員向け講習会を2回/年開催。そのほか、1回/年アドバイザー研修会及び実務担当者向け説明会を実施（詳細については第4章を参照）。

【監査・評価活動】

- ・9月～10月にかけて一次監査（書面監査）及び二次監査（実地監査）を実施（詳細については第5章を参照）。

●平成30年度安全保障輸出管理委員会活動状況

年月	委員会等	普及・啓発活動	監査・評価活動
平成30年	4/5 事前審査	4/6	
4月	4/19 第1回委員会（開催）	教員全学講習会（工学部）	
5月	5/22 事前審査 第2回委員会（書面）	5/24, 25, 30 教員全学講習会 （片平、北青葉山、星陵、）	
6月	6/13 事前審査 6/21 第3回委員会（開催）	6/21 アドバイザー研修	
7月	6/29 事前審査 第4回委員会（書面）		
8月	休会		
9月	8/27 事前審査 第5回委員会（書面）		定期監査
10月	10/4 事前審査 第6回委員会（書面）	10/5 教員全学講習会（工学部）	定期監査
11月	11/1 事前審査 第7回委員会（書面）	11/1, 20, 27 教員全学講習会 （片平、北青葉山、星陵） 11/30 実務担当者向け説明会	
12月	休会		
平成31年	12/25 事前審査		
1月	第8回委員会（書面）		
2月	2/13 事前審査 第9回委員会（書面）		
3月	3/1 事前審査 第10回委員会（書面）		

第2章 判定手続等の取扱実績

この章では、本学の管理体制のうち、判定手続等の取扱実績を件数ベースで説明する。

なお、本学では、取引の懸念性の度合いに応じて段階的に手続書類（輸出管理シート）に記入する項目を増やし、判定手続きについても同様に取引の懸念性の度合いに応じた審査体制を構築し慎重な審査を実施している（濃淡管理の実施）。

I. 判定手続等の構成

1. 入口管理

①判定手続（詳細は資料4参照）

1) 事前確認（懸念性が低い取引）

：部局限りで承認。

相手先等：ホワイト国又は非ホワイト国（懸念先以外）

判定基準：公知の技術提供等、例外規定に該当すること若しくは輸出貨物が非該当
証明書を取得済みであることを確認した場合等

2) 該非判定及び取引審査（懸念性が比較的高い取引）

：部局判定及び審査に加え輸出管理室において内容確認。

相手先等：ホワイト国又は非ホワイト国（懸念先以外）

判定基準：提供技術が例外規定に該当しない場合又は非該当証明書を取得していな
い貨物を輸出する場合。

3) 委員会審査（懸念性が高い取引）

：部局、輸出管理室による確認後、委員長及び副委員長による事前審査を
経て委員会にて審議。最終的には統括責任者が承認。

相手先等：懸念先出身者及び在籍者（過去に在籍していた場合を含む）または輸出
貨物及び提供技術の用途に懸念がある場合。

判定基準：輸出貨物及び提供技術の内容如何に関わらず実施。

2. 中間管理

①再判定手続

上記1. の判定手続を終えて取引を開始するまでの間、又は取引を開始した後、以下に
該当する場合には改めて上記1. の判定手続を行う。

1) 提供技術・輸出貨物の内容に追加又は変更がある場合。

2) 受け入れた留学生等の所属大学・研究機関又は学位取得大学が新たに外国ユーザ
ーリストに掲載された場合、又は国籍を有する国が新たに懸念国若しくは国連武器禁輸
国・地域に指定された場合。

3. 出口管理

① 終了前確認

上記1又は2の経路を経て受け入れた留学生・外国人研究者について、受入期間（判定手続における審査の対象期間）終了後の進路先が確定した場合には、受入者である教員等は、原則として終了予定日の遅くとも1月前までに、終了前確認チェックフロー図（資料5参照）に従い終了前確認を行う。

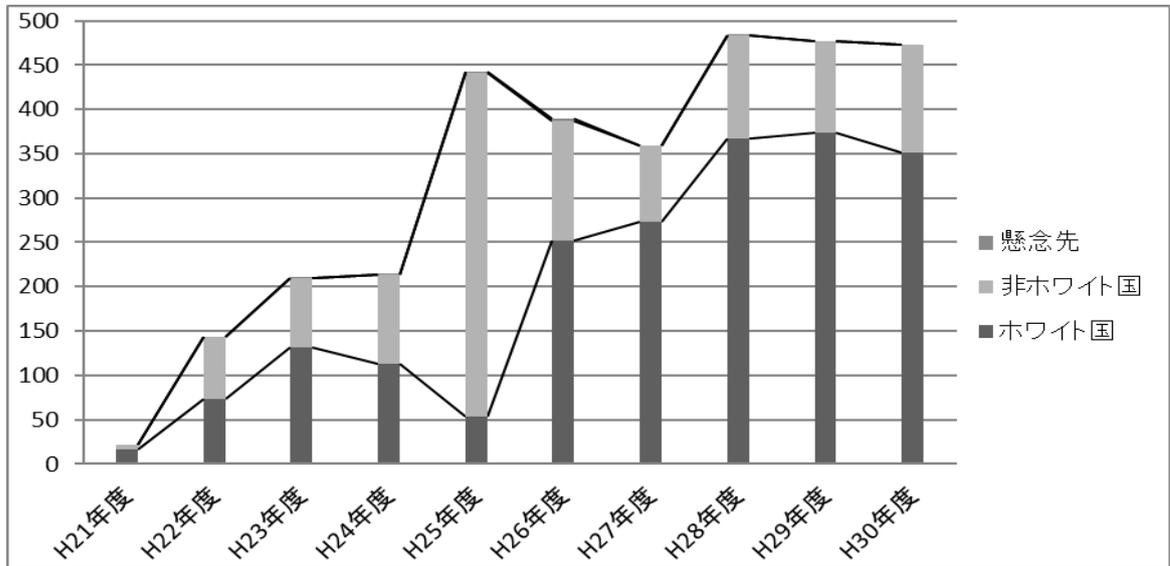
II. 取扱実績

1. 判定手続の取扱実績

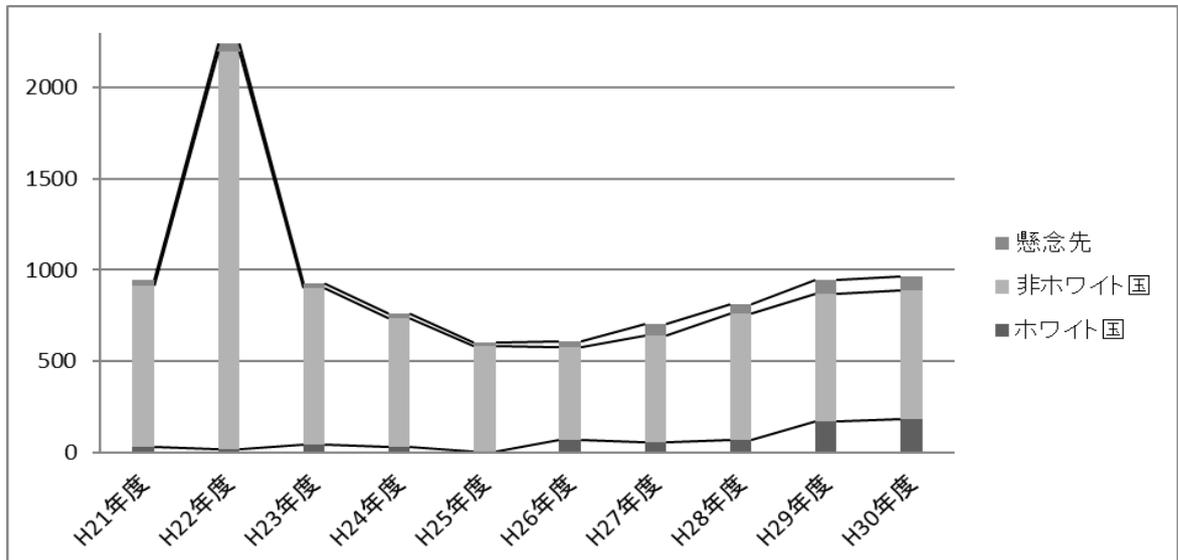
① 判定手続き件数推移

種別	提供先所在国	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
貨物	ホワイト国	16	73	132	113	53	252	273	367	374	351
	非ホワイト国	6	71	77	100	388	135	86	116	103	122
	懸念先	0	0	1	1	1	2	0	1	0	0
	計	22	144	210	214	442	389	359	484	477	473
役務	ホワイト国	31	20	41	31	7	68	55	66	171	183
	非ホワイト国	881	2175	858	708	579	511	588	693	700	704
	懸念先	35	49	30	20	19	28	64	51	74	76
	計	947	2244	929	759	605	607	707	810	945	963
合計		969	2388	1139	973	1047	996	1066	1294	1422	1436

・貨物



・役務



② 平成30年度取扱件数及び判定結果

種別	提供先所在国	件数	リスト規制該当		リスト規制非該当
			経産省への許可申請案件	ホワイト包括許可適用案件	
貨物	ホワイト国	351	1	8	342
	非ホワイト国	122	1	—	121
	懸念先	0	0	—	0
	計	473	2	8	463
役務 (受入、技術提供)	ホワイト国	183	0	0	183
	非ホワイト国	704	0	—	704
	懸念先	76	0	—	76
	計	963	0	0	963
合計		1436	2	8	1426

③ 平成30年度月別取扱件数

●ホワイト国・非ホワイト国(懸念先以外)を相手先とする取引

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事前確認限りで取引を承認した案件	94	81	113	73	68	89	71	68	64	72	59	48	900
貨物の輸出(非該当証明書)	2	0	6	3	1	2	1	1	0	0	1	5	22
技術の提供・受入れ(例外規定)	92	81	107	70	67	87	70	67	64	72	58	43	878

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
該非判定・取引審査により取引を承認した案件	18	29	26	24	23	21	30	14	22	16	24	34	281
貨物の輸出	17	29	25	24	23	20	30	14	21	12	24	33	272
(内訳) 輸出許可申請必要		1					1						2
(内訳) ホワイト包括許可適用					1	1	1		1		1		5
(内訳) 輸出許可申請不要	17	28	25	24	22	19	28	14	20	12	23	33	265
技術の提供・受入れ	1	0	1	0	0	1	0	0	1	4	0	1	9
(内訳) 役務取引許可申請必要													0
(内訳) ホワイト包括許可適用													0
(内訳) 役務取引許可申請不要	1		1			1			1	4		1	9

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
同一貨物の再輸出として取引を承認した案件	14	10	13	15	22	21	16	16	11	9	11	21	179
(内訳) 輸出許可申請必要													0
(内訳) ホワイト包括許可適用											1	2	3
(内訳) 輸出許可取得不要	14	10	13	15	22	21	16	16	11	9	10	19	176

●懸念先を相手先とする取引

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
委員会開催回	1回	2回	3回	4回	-	5回	6回	7回	-	8回	9回	10回	
統括責任者の最終確認を経て承認した案件	2	4	7	5	0	5	6	4	0	8	3	3	47
貨物の輸出													0
技術の提供・受入れ(研究テーマの変更を含む)	2	4	7	5	0	5	6	4	0	8	3	3	47
(内訳) 外国ユーザーリスト掲載機関	2	2	4	1		3	4	3		6	2	2	29
(内訳) 軍事・国防関連機関		1										1	2
(内訳) 懸念国		1	1	4		1	2	1		1	1		12
(内訳) 国連武器禁輸国・地域			2			1				1			4
全学管理責任者裁定により承認した案件	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
貨物の輸出													0
技術の提供・受入れ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
(内訳) 外国ユーザーリスト掲載機関											1		1
(内訳) 軍事・国防関連機関													0
(内訳) 懸念国													0
(内訳) 国連武器禁輸国・地域													0
事前確認により取引を承認した案件	1	10	11	2	1	1	1	1	0	0	0	0	28
貨物の輸出(非該当証明書)													0
懸念先からの訪問者等の受入れ(誓約書提出)	1	10	11	2	1	1	1	1	0	0	0	0	28
(内訳) 外国ユーザーリスト掲載機関		10	11					1					22
(内訳) 軍事・国防関連機関													0
(内訳) 懸念国	1			1	1		1						4
(内訳) 国連武器禁輸国・地域				1		1							2
合計	3	14	18	7	1	6	7	5	0	8	4	3	76

2. 終了前確認の取扱実績

① 取扱件数推移

懸念先以外として受入れ	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	合計
進路先が懸念先	0	0	0	0	0	0	0	0	0
提供技術の追加・変更有	0	1	4	0	0	0	0	1	6
帰国時の貨物持ち帰り	0	4	1	0	0	3	1	3	12
合計	0	5	5	0	0	3	1	4	18
懸念先として受入れ	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	合計
提供技術の追加・変更有	2	0	1	2	2	3	3	2	15
帰国時の貨物持ち帰り	1	1	0	1	0	0	0	0	3
受入期間の終了・延長等 (提供技術の追加・変更無)	29	17	24	36	45	32	26	23	232
合計	32	18	25	39	47	35	29	25	250

② 平成30年度月別取扱件数

●懸念先以外として受入れ	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
進路先が懸念先	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
提供技術の追加・変更有	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
帰国時の貨物持ち帰り	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	3
届出があったが上記いずれにも 該当しない届出	0	0	5	9	1	0	2	2	3	0	0	3	25
計	0	0	5	9	2	0	2	3	3	0	0	5	29

●懸念先として受入れ	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
提供技術の追加・変更有	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
帰国時の貨物持ち帰り	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受入期間の終了・延長等 (提供技術の追加・変更無)	0	1	0	2	0	4	3	0	1	1	1	10	23
計	1	2	0	2	0	4	3	0	1	1	1	10	25

第3章 調査

本学では、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、所定の調査票に基づき、リスト規制技術等の保有状況等について調査を行っている。それは、手続きの遺漏による外為法違反というリスクをできるだけ低減させるため、また、取引の主体である教員等に輸出管理の意識の涵養を図ることを目的として実施しているものである。

この調査の概要については、以下のとおりである。

I. 実施状況

1. 実施時期

平成30年4月～5月

2. 調査対象部局

すべての輸出管理対象部局

3. 調査対象者

教員、技術提供を職務とする技術職員その他の職員。ただし、文系（非実験系）の教員等については、過去の調査において文系（非実験系）である旨回答した場合、調査の対象外

4. 調査単位

研究室、技術部等。ただし、文系部局等において教員ごとに独立した教育研究活動が行われている場合については、各教員。

5. 調査内容

リスト規制貨物・技術の保有状況（外国に輸出する予定のある貨物又は外国若しくは留学生・外国人研究者に提供する予定のある技術に限る。）

技術提供時における手続き等の理解度を確認するアンケートについても併せて実施した。

6. 調査結果

○総数：1047件（研究室等の数）

○外国に輸出する予定のある貨物があると回答したもの（109件）のうち、当該貨物がリスト規制に該当する旨の回答が8件あった。（実際に輸出する際は、別途輸出管理室において該非を再度確認。）

○外国又は留学生・外国人研究者に提供する予定のある技術があると回答したもの（153件）のうち、当該技術がリスト規制に該当する旨の回答が39件あった。（実際に技術提供を行う際は、別途輸出管理室において該非を再度確認。）

○アンケート調査の結果については、以下のとおり。

アンケート内容	はい	いいえ
研究室において、昨年度受入れされた留学生や外国人研究者（以下留学生等）については、すべて安全保障輸出管理に関する承認を得ていますか。	99.5%	0.5%
研究室で受入れている留学生等については、すべて誓約書を取得していますか。	96%	4%
受入れの際、留学生等が懸念先または懸念情報を有する相手先に該当するか否かを以下のいずれの方法で確認していますか。 ・履歴書等により過去の経歴を全て確認している（はい） ・直近または現在の所属のみ確認している（いいえ） ・懸念先等の確認を行っていない（いいえ）	97.3%	2.7%
受入れた留学生等に対する提供技術が変更になる場合や受入期間を延長する場合に、輸出管理シートの再提出や研究期間延長を担当係に報告する等、手続きを行っていますか。	91.8%	8.2%
受入れた留学生等が受入期間を終了する場合、終了前確認に関する手続きを行っていますか。	96.4%	3.6%

上記アンケート結果のとおり、各研究室において、留学生や外国人研究者等への技術提供時の手続きについて、概ね正しく理解されていることが確認できた。

また、本アンケートにより手続きの未実施が判明したケースについては遡及的に手続きを実施し、いずれも法令違反等が無いことを確認済みである。

第4章 教育・普及啓発活動

本学では、輸出管理の必要性並びに外為法等及び本学の管理体制・手続き等の内容を理解させるとともに、その確実な実施を図るため、安全保障輸出管理委員会が、教育の基本方針に基づき、教員等に対し計画的に教育を行うこととしている。

本学における教育及び普及啓発活動の内容については、以下のとおりである。

1. 教員全学講習会【委員会開催分】

①教員全学講習会（上半期）

演題：『安全保障輸出管理に関する教員全学講習会』

開催日時	会場・講師	参加人数
4月6日（金） 13:00～13:40	会場：工学研究科中央棟2階大会議室 【青葉山地区】 講師：吉見享祐委員長 ※工学研究科等新規採用等教職員合同研修と併催	82名
5月24日（木） 14:00～15:00	会場：エクステンション教育研究棟1階部局長会議室 【片平地区】 講師：吉見享祐委員長	25名
5月25日（金） 10:30～11:30	会場：理学研究科大講義室 【北青葉山地区】 講師：吉見享祐委員長	41名
5月30日（水） 17:00～18:00	会場：医学系研究科 星陵会館2階大会議室 【星陵地区】 講師：赤池孝章副委員長	17名

②教員全学講習会（下半期）

演題：『安全保障輸出管理に関する教員全学講習会』

開催日時	会場・講師	参加人数
10月5日（金） 13:00～14:00	会場：工学研究科中央棟2階大会議室 【青葉山地区】 講師：吉見享祐委員長 ※工学研究科等新規採用等教職員合同研修と併催	75名
11月1日（木） 17:30～18:30	会場：医学系研究科 星陵会館2階大会議室 【星陵地区】 講師：赤池孝章副委員長	9名

開催日時	会場	参加人数
11月20日(火) 10:30~11:30	会場：薬学研究科 A棟2階 大会議室 【北青葉山地区】 講師：吉見享祐委員長	32名
11月27日(火) 14:00~15:00	会場：エクステンション教育研究棟1階部局長会議室 【片平地区】 講師：石山和志副委員長	19名

2. 実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会【委員会開催分】

①実務担当者講習会兼輸出管理担当者研修会

開催日時	会場	参加人数
11月30日(金) 15:00~16:30	会場：エクステンション教育研究棟1階部局長会議室 講師：輸出管理マネージャー 安全保障輸出管理室員	20名

3. 安全保障輸出管理アドバイザー研修会【委員会開催分】

①演題：『安全保障輸出管理アドバイザー研修会』

講師：吉見委員長

日時：6月21日(木)

会場：エクステンション教育研究棟1階 部局長会議室

対象者：安全保障輸出管理アドバイザー

講演内容等：部局内で該非判定を中心に教員等又は安全保障輸出管理担当者に対し必要な助言を行う安全保障輸出管理アドバイザー向けの職能別研修として開催した。主なテーマとして、大学における安全保障輸出管理の背景と必要性、大学における安全保障輸出管理、事例紹介（貨物の輸出、懸念先からの受入れ）について説明した。

第5章 監査

本学では、本学における輸出管理が、外為法等及び本学の規程に基づき適正に実施されていることを確認するために、安全保障出管理委員会が、監査の基本方針に基づき、業務の監査を定期的に行うこととしている。

定期監査の実施体制及び監査結果の概要のほか、その結果を踏まえた対応状況については、以下のとおりである。

I. 実施体制

1. 一次監査（書面監査）

①監査対象部局

すべての輸出管理対象部局（47部局）

②監査実施期間

平成30年8月1日（水）～平成30年9月10日（月）

③監査方法

アンケート調査票に基づく書面監査

④監査項目

- ・判定手続（事前確認、該非判定・取引審査）及び終了前確認の履行状況
- ・部局内の周知、関係部署間の連携及び教育研修の実施状況
- ・委員会審査案件（懸念先を相手先とする案件）の管理状況
- ・昨年度の監査における指摘事項への対応状況

⑤監査対応

本部：安全保障輸出管理室

部局：輸出管理担当者 ※設問内容により、輸出管理アドバイザー又は所定の担当係

2. 二次監査（実地監査）

①監査対象部局

9部局

②監査実施期間

平成30年9月19日（水）～平成30年10月15日（月）

③監査方法

アンケート調査票の回答内容に基づくヒアリング及び現認による実地監査

④監査項目

【事務職員ヒアリング】

一次監査に同じ

【教員ヒアリング】

- ・委員会審査案件の管理状況
- ・学内制度の理解及び判定手続の履行状況

⑤監査対応

【事務職員ヒアリング】

本部：コンプライアンス推進課長及び安全保障輸出管理室員2名

部局：輸出管理担当者（※部局により、その他実務補助者）及び所定の担当係（係長等又は実務担当者）

【教員ヒアリング】

本部：委員長、副委員長、コンプライアンス推進課長及び安全保障輸出管理室員2名

部局：委員会審査案件の申請教員及び当該部局の輸出管理アドバイザー

II. 監査結果（概要）

- ◇一次監査：前年度の定期監査における「不適切事項」「対応要望事項」に対しては、いずれも事後対応の実施が確認された。また、今年度の一次監査で重大な不備が確認された部局は見受けられなかった。（詳細添付略）
- ◇二次監査：「改善要請事項」はないものの、「不適切事項」（1件）（1部局）が確認された。「対応要望事項」は4件（3部局）で漸次減少している。また、「優れた取組」については、9件（4部局）確認された。

1. 評価区分

(1)（優れた取組み・・・9件（3テーマ）

○判定手続の遺漏防止に関するもの
貨物の輸出に関する手続きについて、漏れなく手続きを実施するため部局独自で教職員宛に通知を発出して注意喚起している。【農学研究科】
輸出管理シートに基づき受入れや貨物輸出を行った案件について、輸出管理担当者が一覧を作成して管理し、一覧のデータを教務係等所定の担当係と共有することで手続きの実施等の確認を行っている。【農学研究科】
郵便物発送受付箱に判定手続きの履行について表示を行い、注意喚起を行っている。【流体科学研究所】
輸出管理手続の要否について、チェックフロー図によるほか、部局独自に輸出管理に関する確認票等を作成し、手続が不要となるケースについての記録を残している。【流体科学研究所、東北メディカル・メガバンク機構】
○部局内における普及啓発に関するもの
部局の新人研修会や会議体において安全保障輸出管理に関する手続きについて周知を行っている【流体科学研究所、加齢医学研究所、東北メディカル・メガバンク機構】

○終了前確認に関するもの	
年度末等学期切替わりの時期に、外国人留学生及び外国人研究者への技術提供終了時の手続きとして、チェックフロー図を添えて終了前確認の実施を教職員宛に周知している。【農学研究科】	

(2) 改善要請事項 . . . 該当なし

(3) 不適切事項 . . . 1件 (1テーマ)

○判定手続きの履行に関するもの	
現 状	教員が取引を行おうとするときは、輸出管理シートに基づき外為令の例外規定への該当の有無等について確認を行い、部局管理責任者の事前確認を得なければならないが、外国人研究者の受入れに当たって、 <u>安全保障輸出管理規程第20条及び細則第5条</u> に基づく輸出管理手続きを実施していない事例があった。【1部局】
指摘事項	外国人研究者の受入れについて、所定の担当係及び輸出管理担当者は、輸出管理手続き実施の可否を相互に確認し、輸出管理手続きの遺漏防止を徹底すること。

(4) 対応要望事項 . . . 4件 (2テーマ)

○判定手続等の履行に関するもの	
現 状	<u>安全保障輸出管理規程第20条及び細則第5条</u> により、輸出管理担当者は判定結果が確定次第速やかに教員等及び所定の担当係に判定結果を伝達することとなっているが、一部伝達を行っていないものがあった。【3部局】
指摘事項	手続きに関する確認結果等を書面として残しているものも一部見受けられたが、担当者によって対応が異なることなく、全ての手続きにおいて判定結果の伝達を行うことを求める。
○判定手続等の遺漏防止に関するもの	
現 状	留学生の所属部局と配属部局が異なる場合、留学生の所属部局の教務担当係は他部局所属の受入教員に「輸出管理シート」の提出状況を確認するとともに輸出管理担当者にも連絡を行い、情報を共有することになっているが履行していないものがあった。 <u>(安全保障輸出管理室事務連絡 (平成23年10月27日付、平成29年7月4日付)</u> 【1部局】

指摘事項	本来は受入れ前に教員が輸出管理手続きを実施すべきものであるが、所定の担当係は、輸出管理手続きの遺漏を防ぐためにも、漏れなく受入れ教員に周知を行い、受入教員所属先の輸出管理担当者に手続きの要否を確認するとともに、その内容を記録しておくことを求める。
------	---

第6章 学外との連携活動等

1. 学外における研修会等への参加

①経済産業省主催関係

- ・名称：平成30年度 安全保障貿易管理説明会
開催日：平成30年9月18日（火）
会場：東北経済産業局（仙台）
本学参加者：安全保障輸出管理室3名
内容：安全保障輸出管理、法令順守のポイント

- ・名称：平成30年度 大学等向け安全保障貿易管理説明会（中部（名古屋））
開催日：平成30年10月5日（金）
会場：中部経済産業局（名古屋）
本学参加者：安全保障輸出管理室1名
内容：安全保障輸出管理の概要及び大学・研究機関における安全保障輸出管理等

- ・名称：平成30年度 大学等向け安全保障貿易管理説明会（関東（東京））
開催日：平成30年10月9日（火）
会場：文部科学省（東京）
本学参加者：安全保障輸出管理室2名
内容：安全保障管理の概要及び大学・研究機関における安全保障輸出管理等

- ・名称：第2回東北地域大学輸出管理ネットワーク会議
開催日：平成30年11月21日（水）
会場：東北大学（仙台）
本学参加者：安全保障輸出管理室3名

② C I S T E C等主催関係

- ・名称：平成30年度 安全保障貿易管理研修会 春季：輸出管理基礎コース
開催日：平成30年4月24日（火）
本学参加者：安全保障輸出管理室2名
内容：輸出管理の枠組みと制度、該非判定の基礎及び取引審査の基礎

- ・名称：平成30年度 安全保障貿易管理研修会 実務演習コース<該非判定>
 開催日：平成30年6月27日（水）
 本学参加者：安全保障輸出管理室2名
 内容：該非等に関する政省令の解説、該非判定の手順等
- ・名称：平成30年度 安全保障貿易管理研修会 責任者のための輸出管理セミナー
 開催日：平成30年9月14日（金）
 本学参加者：安全保障輸出管理室2名
 内容：輸出管理を巡る最近の諸動向、自主管理上の留意点
- ・名称：平成30年度 安全保障貿易管理研修会 実務演習コース
 開催日：平成30年9月28日（金）
 本学参加者：安全保障輸出管理室1名
 内容：輸出管理及び該非判定の基礎、該非判定の演習と解説、キャッチオール規制等
- ・名称：平成30年度 安全保障貿易管理研修会 秋季：輸出管理基礎コース
 開催日：平成30年10月24日（水）
 本学参加者：安全保障輸出管理室1名
 内容：輸出管理の枠組みと制度、該非判定の基礎及び取引審査の基礎
- ・名称：平成30年度 安全保障貿易説明会（政省令等改正の説明）
 開催日：平成30年12月5日（水）
 本学参加者：安全保障輸出管理室1名
 内容：輸出管理関連政省令、告示及び通達等に係る改正の趣旨・概要
- ・名称：平成30年度 安全保障貿易管理研修会
 海外法制度シリーズ<米国再輸出規制>
 開催日：平成31年1月21日（月）
 本学参加者：安全保障輸出管理室1名
 内容：米国再輸出規制等について

③その他

輸出管理デー・フォー・アカデミア実行委員会（EFA）主催

- ・名称：輸出管理 DAY for ACADEMIA 2018
 開催日：平成31年3月20日（水）

会場：芝浦工業大学 豊洲キャンパス（東京）

本学参加者：安全保障輸出管理室1名

内容：大学における研究活動と輸出管理上の課題等

2. 学外に向けた対応

- ・名称：「中国地域大学等輸出管理ネットワーク」会議（広島）
開催日：平成30年9月19日（水）
講演者：佐々木孝彦 前委員長（安全保障輸出管理委員会アドバイザー）
内容：大学での安全保障輸出管理－東北大学の取り組み、特に留学生／外国人研究者
受け入れ管理の紹介－
- ・名称：東北工業大学安全保障輸出管理説明会
開催日：平成30年9月28日（金）
会場：東北工業大学
講演者：佐々木孝彦 前委員長（安全保障輸出管理委員会アドバイザー）
内容：大学における安全保障貿易管理の必要性
- ・名称：平成30年度 大学等向け安全保障貿易管理説明会（中部（名古屋））
開催日：平成30年10月5日（金）
会場：中部経済産業局
講演者：佐々木孝彦 前委員長（安全保障輸出管理委員会アドバイザー）
内容：大学での安全保障輸出管理－留学生／外国人研究者の受け入れについて－
- ・名称：第2回東北地域大学輸出管理ネットワーク会議
開催日：平成30年11月21日（水）
会場：東北大学（仙台）
講演者：佐々木孝彦 前委員長（安全保障輸出管理委員会アドバイザー）
安全保障輸出管理室
内容：大学における輸出管理業務 東北大学における具体案件の処理について

3. 学外からの来訪対応

- ・駐日米国大使館

ご来訪日：平成30年 4月18日（水）

- ・日本大学

ご来訪日：平成31年 2月 4日（月）

- ・岡山大学

ご来訪日：平成31年 3月19日（火）

○国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程

平成22年1月27日

規第1号

国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 管理体制（第5条—第12条）
- 第3章 安全保障輸出管理委員会（第13条—第19条）
- 第4章 手続（第20条—第22条）
- 第5章 管理（第23条—第26条）
- 第6章 危機管理（第27条）
- 第7章 教育（第28条・第29条）
- 第8章 監査（第30条）
- 第9章 懲戒（第31条）
- 第10章 雑則（第32条・第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人東北大学（以下「本学」という。）における安全保障輸出の適切な管理について必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持並びに学術研究の健全な発展に寄与することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、本学の教員その他の職員（以下「教員等」という。）が行う技術（外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表中欄に掲げる技術をいう。以下同じ。）の提供及び貨物（輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1中欄に掲げる貨物をいう。以下同じ。）の輸出に適用する。

（定義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 外為法等 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）及びこれに基づく命令、通達等をいう。
- 二 技術の提供 外国における技術の提供若しくはこれを目的として行う特定記録媒体等の輸出若しくは電気通信による情報の送信又は非居住者（外為法第6条第1項第6号に定める者をいう。）への技術の提供（非居住者へ再提供されることが明らかな又はその可能性が高い居住者（外為法第6条第1項第5号に定める者をいう。）への技術の提供を含む。）をいい、情報交換に伴うものを含む。
- 三 貨物の輸出 外国を仕向地として貨物を送付すること（外国に向けて貨物を携行すること及び貨物の国内における送付で、外国を仕向地として送付されることが明らかなものを含む。）

をいう。

四 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。

五 部局 各研究科、各附置研究所、病院、国立大学法人東北大学組織運営規程（平成16年規第1号）第20条第1項に規定する各機構、各学内共同教育研究施設等、国立大学法人東北大学組織運営規程第22条から第27条までに規定するセンター等、材料科学高等研究所及び学際科学フロンティア研究所をいう。

六 リスト規制技術 外為令別表の1の項から15の項までに定める技術をいう。

七 リスト規制貨物 輸出令別表第1の1の項から15の項までに定める貨物をいう。

八 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物が、リスト規制技術又はリスト規制貨物（以下「リスト規制技術等」という。）に該当するか否かを判定することをいう。

九 取引審査 該非判定の内容のほか、取引の相手先又は相手先における用途の内容を踏まえ、本学として当該取引を行うか否かを判断することをいう。

十 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらを散布するための装置又はこれらを運搬することのできるロケット若しくは無人航空機をいう。

十一 通常兵器 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（大量破壊兵器等に該当するものを除く。）をいう。

十二 開発等 開発、製造、使用又は貯蔵を行うことをいう。

（基本方針）

第4条 本学における安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）の基本方針は、次に掲げるとおりとする。

一 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される取引は行わないこと。

二 取引に当たっては、外為法等及びこの規程（この規程により別に定めるものを含む。）を遵守すること。

三 輸出管理を適切に実施するため、輸出管理の責任者を定めるとともに、輸出管理に係る体制の整備及び充実に努めること。

第2章 管理体制

（安全保障輸出管理最高責任者）

第5条 本学における輸出管理上の重要事項の最終的な決定を行うため、本学に、安全保障輸出管理最高責任者（以下「最高責任者」という。）を置く。

2 最高責任者は、総長をもって充てる。

（安全保障輸出管理統括責任者）

第6条 本学に、最高責任者の命を受け、本学における輸出管理に係る業務を統括させるため、安全保障輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

2 統括責任者は、総長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

（安全保障輸出全学管理責任者）

第7条 本学に、統括責任者の命を受け、本学における輸出管理に係る業務を掌理させるため、安全保障輸出全学管理責任者（以下「全学管理責任者」という。）を置く。

2 全学管理責任者は、統括責任者が指名する本学の教員等をもって充てる。

(安全保障輸出管理マネージャー)

第8条 本学に、全学管理責任者の命を受け、その業務を補佐させるため、安全保障輸出管理マネージャー（以下「輸出管理マネージャー」という。）を置く。

2 輸出管理マネージャーは、次条第2項に定める安全保障輸出管理室長をもって充てる。

(安全保障輸出管理室)

第9条 本学における輸出管理に関する事項について企画し、連絡調整し、及びその業務を処理するとともに、教員等からの相談及び通報への対応に当たるため、別に定めるところにより、本学に、安全保障輸出管理室（以下「管理室」という。）を置く。

2 管理室に、別に定めるところにより、室長を置く。

(安全保障輸出部局管理責任者等)

第10条 部局に、当該部局における輸出管理に関する業務を統括させるため、安全保障輸出部局管理責任者（以下「部局管理責任者」という。）を置く。

2 部局管理責任者は、部局の長をもって充てる。

3 部局管理責任者は、当該部局における輸出管理を適正かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、その指名する教員等に業務を補佐させることができる。

(安全保障輸出管理アドバイザー)

第11条 部局管理責任者は、外為法等における専門的な助言を行わせることにより、当該部局における輸出管理を円滑に実施するため必要があると認めるときは、安全保障輸出管理アドバイザー（以下「輸出管理アドバイザー」という。）を置くことができる。

2 前項の規定により輸出管理アドバイザーを置く場合において、部局の事情によって固有の輸出管理アドバイザーを置くことが困難な場合は、複数の部局が合同でこれを置くことができる。

3 輸出管理アドバイザーは、部局管理責任者が指名する教員等（前項の規定により複数の部局が合同で置く場合にあつては、当該複数の部局の部局管理責任者が指名する当該複数の部局の教員等）をもって充てる。

(安全保障輸出管理担当者)

第12条 部局に、当該部局の部局管理責任者の命を受け、当該部局における輸出管理に関する事務を処理させるため、安全保障輸出管理担当者（以下「輸出管理担当者」という。）を置く。ただし、部局の事情によって固有の輸出管理担当者を置くことが困難な場合は、複数の部局が合同でこれを置くことができる。

2 輸出管理担当者は、前項本文の規定に定める場合にあつては当該部局の部局管理責任者が指名する当該部局の事務職員をもって、前項ただし書の規定に定める場合にあつては当該複数の部局の部局管理責任者が指名する当該複数の部局の事務職員をもって充てる。

第3章 安全保障輸出管理委員会

(安全保障輸出管理委員会の設置)

第13条 本学に、安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第14条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

一 該非判定及び取引審査の本部判定の審議に関する事項

二 輸出管理に係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項

三 輸出管理に係る教育及び監査の実施に関する事項

四 統括責任者からの諮問事項の調査審議に関する事項

五 その他輸出管理に関する重要事項

(組織)

第15条 委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって組織する。

一 部局管理責任者が指名する輸出管理アドバイザー

二 総務企画部長並びに総務企画部コンプライアンス推進課長、総務企画部国際交流課長、人事企画部人事給与課長、教育・学生支援部留学生課長及び財務部資産管理課長

三 輸出管理マネージャー

四 その他委員会が必要と認めた者 若干人

(委員長)

第16条 委員会の委員長は、全学管理責任者をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

(委嘱)

第17条 第15条第4号に掲げる委員は、総長が委嘱する。

(任期)

第18条 第15条第4号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(構成員以外の者の出席)

第19条 委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を委員会に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第4章 手続

(事前確認)

第20条 教員等は、取引を行おうとするときは、別に定めるところにより、所定の輸出管理シートに基づき外為令の例外規定（外為令第17条第5項の規定をいう。）への該当の有無等について確認を行い、該非判定及び取引審査の手続の要否について部局管理責任者の事前確認を得なければならない。

(該非判定・取引審査)

第21条 教員等は、前条により該非判定及び取引審査の手続を要する旨部局管理責任者の事前確認を得た取引を行おうとするとき又は大量破壊兵器等若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可申請すべき旨の通知を受けた取引その他別に定める取引を行おうとするときは、所定の輸出管理シートに基づき次に掲げる確認を行い、別に定めるところにより、部局管理責任者又は統括責任者若しくは全学管理責任者による該非判定及び取引審査を受け、その承認を得なければならない。

一 該非の確認 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術等に該当するか否かを確認すること。

二 輸出令の例外規定の確認 前号により輸出しようとする貨物がリスト規制貨物に該当することを確認した場合に、当該貨物が輸出令第4条第1項の規定に該当するか否かを確認すること。

三 相手先の確認 取引の相手先について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等への関与が懸念されるか否かを確認すること。

四 用途の確認 取引の相手先における用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないか否かを確認すること。

2 教員等は、取引審査により承認が得られた取引において、提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物の仕様に変更が生じた場合又は提供しようとする技術若しくは輸出しようとする貨物に追加が生じた場合は、改めて前条の規定により所定の輸出管理シートに基づき部局管理責任者の事前確認を得るものとする。

(役務取引許可又は輸出許可に係る申請)

第22条 教員等は、取引審査により部局管理責任者又は統括責任者若しくは全学管理責任者から経済産業大臣の許可を要するものとして承認が得られた取引を行おうとする場合は、外為法等の定めるところにより役務取引許可申請書若しくは特定記録媒体等輸出等許可申請書又は輸出許可申請書を作成し、別に定めるところにより輸出管理マネージャーの確認を得なければならない。

2 教員等は、前項の規定により輸出管理マネージャーの確認が得られた場合は、別に定めるところにより、最高責任者からの委任に基づき経済産業大臣あて許可申請を行うものとする。

3 教員等は、外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な取引については、経済産業大臣の許可を得ない限り、当該取引を行ってはならない。

第5章 管理

(調査)

第23条 統括責任者は、輸出管理を適正かつ効果的に実施するため、別に定めるところにより、毎年、所定の調査票に基づき、リスト規制技術等の保有状況等について調査を行うものとする。

(技術の提供管理)

第24条 教員等は、技術の提供を行う場合は、事前確認又は該非判定及び取引審査の手続が終了し、及び技術の内容に変更がないことを確認しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、教員等は、当該技術の提供が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な技術の提供であるときは、当該許可を得ていることを合わせて確認しなければならない。

3 教員等は、前二項の確認ができない場合には、当該技術の提供を行ってはならない。

(貨物の輸出管理)

第25条 教員等は、貨物の輸出を行う場合は、事前確認又は該非判定及び取引審査の手続が終了し、及び貨物の内容に変更がないことを確認しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、教員等は、当該貨物の輸出が外為法等に基づく経済産業大臣の許可が必要な貨物の輸出であるときは、当該許可を得ていることを合わせて確認しなければならない。

3 教員等は、前二項の確認ができない場合には、当該貨物の輸出を行ってはならない。

4 教員等は、貨物の輸出を行う場合において通関時に事故が発生したときは、直ちに当該輸出の手続を取り止め、全学管理責任者にその旨を報告しなければならない。

5 全学管理責任者は、前項の報告があった場合には、統括責任者と協議の上、適切な措置を講じ

るものとする。

(文書等の保存等)

第26条 教員等は、輸出管理の手續に必要な文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）の作成に当たっては、事実に基づき正確に記載しなければならない。

2 教員等は、輸出管理に係る文書、図画又は電磁的記録について、別に定めるところにより、技術が提供された日又は貨物が輸出された日の属する年度の翌年度の初日から起算して、少なくとも7年間保管しなければならない。

第6章 危機管理

(通報及び報告)

第27条 教員等は、外為法等若しくはこの規程に対する違反若しくは違反のおそれがあることを知った場合又は外国において技術若しくは貨物を紛失し、若しくは盗難に遭った場合は、速やかに部局管理責任者を經由して全学管理責任者にその旨を通報しなければならない。

2 全学管理責任者は、前項の通報があった場合は、直ちに統括責任者にその旨を通報するとともに、当該通報の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。

3 統括責任者は、前項の報告において、外為法等に違反している事実が明らかとなった場合又は違反したおそれがある場合は、速やかに学内の関係部署に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告するものとする。この場合において、当該報告の内容が特に重大な違反であるときは、あらかじめ最高責任者に報告し、対応について協議するものとする。

4 前項に定めるもののほか、部局管理責任者又は統括責任者若しくは全学管理責任者は、取引審査において取引を承認した後（経済産業大臣の許可が必要な取引にあつては、当該許可が得られた後）、当該取引について大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれ、その他輸出管理上の懸念があることが明らかとなった場合は、統括責任者にあつては最高責任者に、部局管理責任者又は全学管理責任者にあつては統括責任者を經由して最高責任者に遅滞なく報告し、対応について協議するとともに、関係行政機関に報告するものとする。

第7章 教育

(教員等への教育)

第28条 外為法等及びこの規程の遵守について理解させるとともに、その確実な実施を図るため、委員会は、統括責任者が定める輸出管理に係る教育の基本方針に基づき、教員等に対し、輸出管理に関する教育を計画的に行うものとする。

2 部局管理責任者は、当該部局の教員等に対し、輸出管理について理解を深め、及び意識の高揚を図るための啓発その他必要な情報の提供に努めるものとする。

(学生等への教育)

第29条 教員等は、リスト規制技術等を保管し、又は使用する教室、研究室等を利用する学生等に対し、外為等の理解を深めさせるため、必要な教育を行うよう努めるものとする。

第8章 監査

(監査)

第30条 本学における輸出管理が、外為法等及びこの規程に基づき適正に実施されていることを

確認するため、委員会は、統括責任者が定める輸出管理に係る監査の基本方針に基づき、業務の監査を定期的に行うものとする。

- 2 委員会は、前項の監査の実施に当たり必要と認めるときは、統括責任者が指名する教員等又は外為法等に関し専門的知識を有する教員等以外の者に行わせることができる。

第9章 懲戒

(懲戒)

第31条 故意又は重大な過失によりこの規程に違反した教員等及びこれに関与した教員等は、国立大学法人東北大学職員就業規則（平成16年規第46号）その他適用される就業規則の規定に基づく懲戒の対象とする。

第10章 雑則

(事務)

第32条 輸出管理に関する事務は、国立大学法人東北大学事務組織規程（平成16年規第151号）の定めるところによる。

(雑則)

第33条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年3月1日から施行し、第26条第2項の規定は、平成21年11月1日以後の取引に係る文書、図画及び電磁的記録から適用する。
- 2 この規程の施行後最初に委嘱される委員会の委員の任期は、第18条第1項本文の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則（平成22年4月13日規第55号改正）

この規程は、平成22年4月13日から施行し、改正後の第3条第5号の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年7月13日規第73号改正）

この規程は、平成22年7月13日から施行し、改正後の第15条第2号の規定は、平成22年7月1日から適用する。

附 則（平成22年11月9日規第94号改正）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成23年2月9日規第4号改正）

- 1 この規程は、平成23年2月9日から施行する。
- 2 この規程施行の際現に改正前の第20条又は第21条の規定により事前確認又は該非判定及び取引審査の手続を行っている取引に係る事前確認又は該非判定及び取引審査の手続は、改正後の第20条又は第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年10月11日規第94号改正）

この規程は、平成23年10月11日から施行し、改正後の第15条第2号の規定は、平成23年10月1日から適用する。

附 則（平成24年3月13日規第20号改正）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月8日規第64号改正）

この規程は、平成24年5月8日から施行し、改正後の第3条第5号の規定は平成24年2月1日から、改正後の第15条第2号の規定は平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年4月23日規第79号改正）

この規程は、平成25年4月23日から施行し、改正後の第3条第5号及び第15条第2号の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年4月22日規第98号改正）

この規程は、平成26年4月22日から施行し、改正後の第3条第5号及び第15条第2号の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年7月8日規第129号改正）

この規程は、平成26年7月8日から施行し、改正後の第3条第5号の規定は、平成26年7月1日から適用する。

附 則（平成26年12月22日規第158号改正）

この規程は、平成26年12月22日から施行し、改正後の第3条第5号の規定は、平成26年10月1日から適用する。

附 則（平成27年4月28日規第70号改正）

この規程は、平成27年4月28日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年4月26日規第60号改正）

この規程は、平成28年4月26日から施行し、〔中略〕平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年4月25日規第98号改正）

この規程は、平成29年4月25日から施行し、改正後の第3条第5号の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年5月8日規第126号改正）

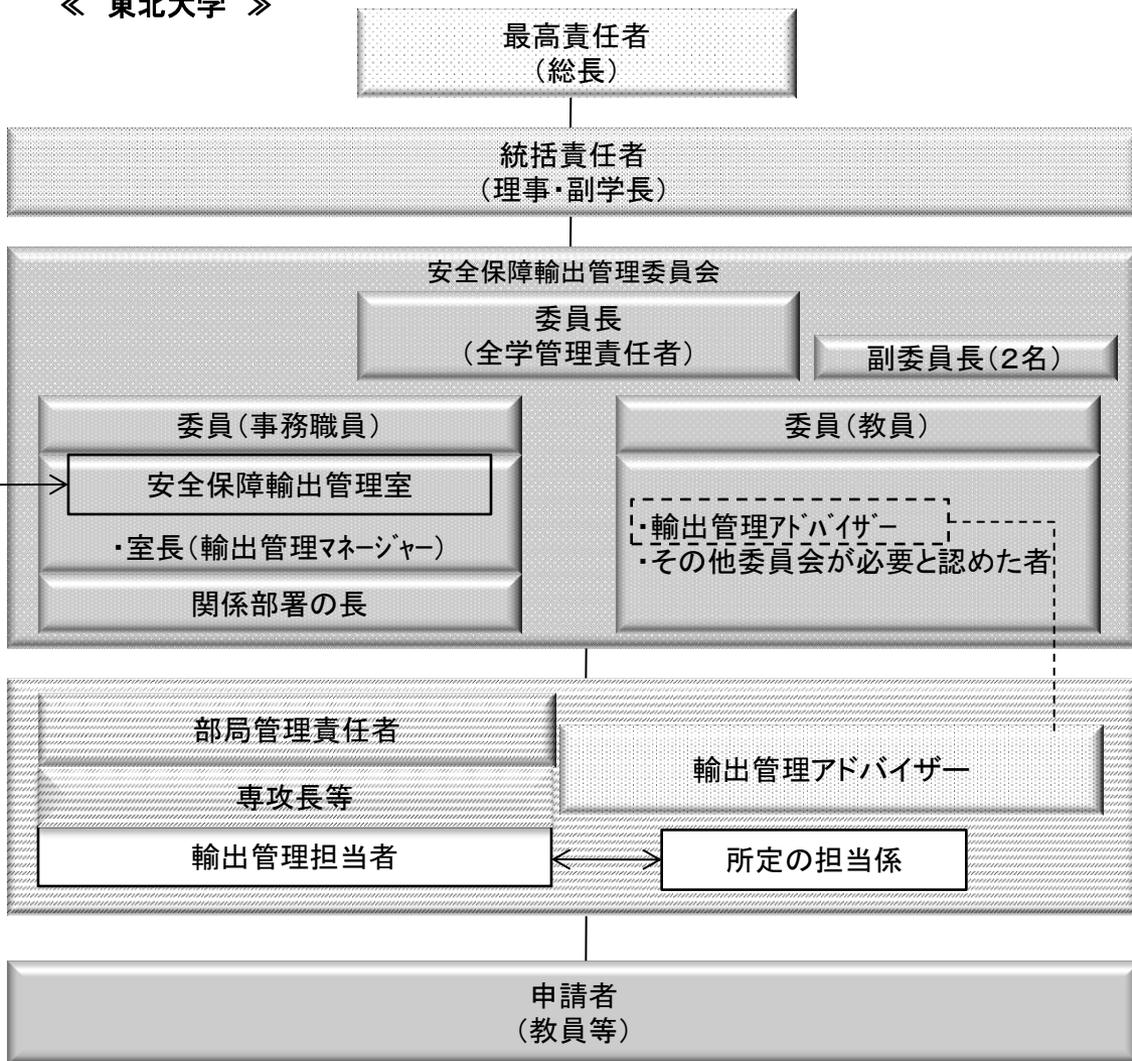
この規程は、平成30年5月8日から施行し、改正後の第3条第5号の規定（「及び」を「、」に改める部分、「第29条」を「第27条」に改める部分及び「規定するセンター等」の次に「、材料科学高等研究所及び学際科学フロンティア研究所」を加える部分に限る。）は、平成30年1月30日から、改正後の同項の規定（「、教育情報学研究部」を削る部分に限る。）は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年9月11日規第156号改正）

この規程は、平成30年9月11日から施行し、改正後の第15条第2号の規定は、平成30年7月1日から適用する。

東北大学安全保障輸出管理体制図

《 東北大学 》



経済産業省・東北経済産業局

- ①基本方針・基本施策の決定
- ②規程の改廃
- ③危機発生時の対応策の最終決定
- ④輸出管理上の重要事項に関する決定

- ①輸出管理業務の統括
- ②規程に基づく細則等の制定及び改廃
- ③該非判定・取引審査の最終確認
- ④監査及び教育に係る基本方針の策定
- ⑤危機発生時の対応案の策定

- 【委員長・全学輸出管理責任者】
- ①輸出管理業務の実務上の統括
 - ②該非判定・取引審査の本部判定
 - ③危機発生時の総括及び情報管理
 - ④監査及び教育の実施(総括)
- 【安全保障輸出管理室・室長(輸出管理マネージャー)】
- ①全学管理責任者の補佐
 - ②教員等からの相談への対応
 - ③経済産業省への問い合わせ窓口
 - ④規程、細則等の立案
 - ⑤監査及び教育の実施(企画・実務)
 - ⑥危機発生時の初期対応・連絡調整
 - ⑦法令情報及び学内外の情報の収集・整理
- 【安全保障輸出管理委員会委員】
- ①該非判定・取引審査の本部判定への助言
 - ②その他輸出管理に係る専門的助言

- ①部局における輸出管理業務の統括
- ②該非判定・取引審査の部局判定
- ③外国における技術・貨物の紛失・盗難時の通報
- ④危機発生時の報告

- ①外為法上の専門的な助言

本部責任者等名簿(平成30年度)

責任者等	氏名	職名
最高責任者	大野 秀男	総長
統括責任者	植木 俊哉	副学長(総務・財務・国際展開担当)
委員長兼 全学管理責任者	吉見 享祐	大学院工学研究科 教授
副委員長兼 輸出管理アドバイザー	赤池 孝章	大学院医学系研究科 教授
副委員長兼 輸出管理アドバイザー	石山 和志	電気通信研究所 教授
委員兼 総務企画部長	齋藤 仁	総務企画部長
委員兼 総務企画部コンプライアンス推進課長兼安全保障輸出管理室長 輸出管理マネージャー	木村 賢一	総務企画部コンプライアンス推進課長 兼安全保障輸出管理室長

(平成31年3月31日現在)

安全保障輸出管理委員会委員 名簿 (平成30年度)

No.	区分	氏名	所属・役職
1	委員長	吉見 享祐	工学研究科 教授
2	副委員長	赤池 孝章	医学系研究科 教授
3	副委員長	石山 和志	電気通信研究所 教授
4	委員	飛田 博実	理学研究科 教授
5	委員	掛川 武	理学研究科 教授
6	委員	鈴木 貴	医学系研究科 教授
7	委員	齋藤 正寛	歯学研究科 教授
8	委員	倉田 祥一朗	薬学研究科 教授
9	委員	橋田 俊之	工学研究科 教授
10	委員	河野 達仁	情報科学研究科 教授 (工学研究科委員)
11	委員	吉田 和哉	工学研究科 教授
12	委員	種村 健太郎	農学研究科 教授
13	委員	鏡 慎吾	情報科学研究科 准教授
14	委員	佐藤 修正	生命科学研究科 准教授
15	委員	松原 秀彰	環境科学研究科 教授
16	委員	芳賀 洋一	医工学研究科 教授
17	委員	加藤 秀実	金属材料研究所 教授
18	委員	田中 耕三	加齢医学研究所 教授
19	委員	徳増 崇	流体科学研究所 教授
20	委員	高桑 雄二	多元物質科学研究所 教授
21	委員	伊藤 潔	災害科学国際研究所 教授
22	委員	後藤 章夫	東北アジア研究センター 助教
23	委員	清水 格	ニュートリノ科学研究センター 准教授
24	委員	粕壁 善隆	高度教養教育・学生支援機構 教授
25	委員	津田 健治	学際科学フロンティア研究所 教授

26	委員	寺川貴樹	サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター 教授
27	委員	平塚洋一	未来科学技術共同研究センター 講師
28	委員	後藤英昭	サイバーサイエンスセンター 准教授
29	委員	池田進	材料科学高等研究所 准教授
30	委員	坪井明人	東北メディカル・メガバンク機構 教授
31	委員	布施昇男	東北メディカル・メガバンク機構 教授
32	委員	戸津健太郎	マイクロシステム融合研究開発センター 准教授
33	委員	羽生貴弘	国際集積エレクトロニクス研究開発センター 教授
34	委員	齋藤仁	総務企画部長
35	委員	目黒尚美	人事企画部人事給与課長
36	委員	乳井まさこ	教育・学生支援部留学生課長
37	委員	熊谷大	財務部資産管理課長
38	委員	我妻靖	国際交流課長
39	委員	木村賢一	総務企画部コンプライアンス推進課長兼安全保障 輸出管理室長 輸出管理マネージャー

(平成31年3月31日現在)

安全保障輸出管理委員会アドバイザー 名簿

No.	氏名	所属・役職	在任時職名	在任期間
1	橋爪 秀利	大学院工学研究科 教授	委員長 全学管理責任者	平成 22 年 3 月 1 日～ 平成 24 年 3 月 31 日
2	根東 義則	大学院薬学研究科 教授	副委員長	平成 24 年 4 月 1 日～ 平成 25 年 3 月 31 日
3	大町真一郎	大学院工学研究科 教授	副委員長	平成 24 年 4 月 1 日～ 平成 26 年 3 月 31 日
4	佐々木孝彦	金属材料研究所 教授	委員長 全学管理責任者	平成 24 年 4 月 1 日～ 平成 27 年 3 月 31 日
5	倉田祥一郎	薬学研究科 教授	副委員長	平成 25 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 3 月 31 日

(平成 31 年 3 月 31 日現在)

安全保障輸出管理アドバイザー 名簿（平成30年度）

（委員を兼ねない者に限る）

No.	氏名	部局名
1	川勝年洋	理学研究科 教授
2	都築暢夫	理学研究科 教授
3	堀井 明	医学系研究科 教授
4	高瀬 圭	医学系研究科 教授
5	大和田 祐二	医学系研究科 教授
6	神垣 太郎	医学系研究科 教授
7	西村 明	医学系研究科 教授
8	亀井 尚	医学系研究科 教授
9	坂田 泰彦	医学系研究科 教授
10	本間 経康	医学系研究科 教授
11	須川成利	工学研究科 教授
12	松本祐司	工学研究科 教授
13	佐々木孝彦	金属材料研究所 教授
14	山根久典	多元物質科学研究所 教授
15	佐藤源之	東北アジア研究センター 教授

（平成31年3月31日現在）

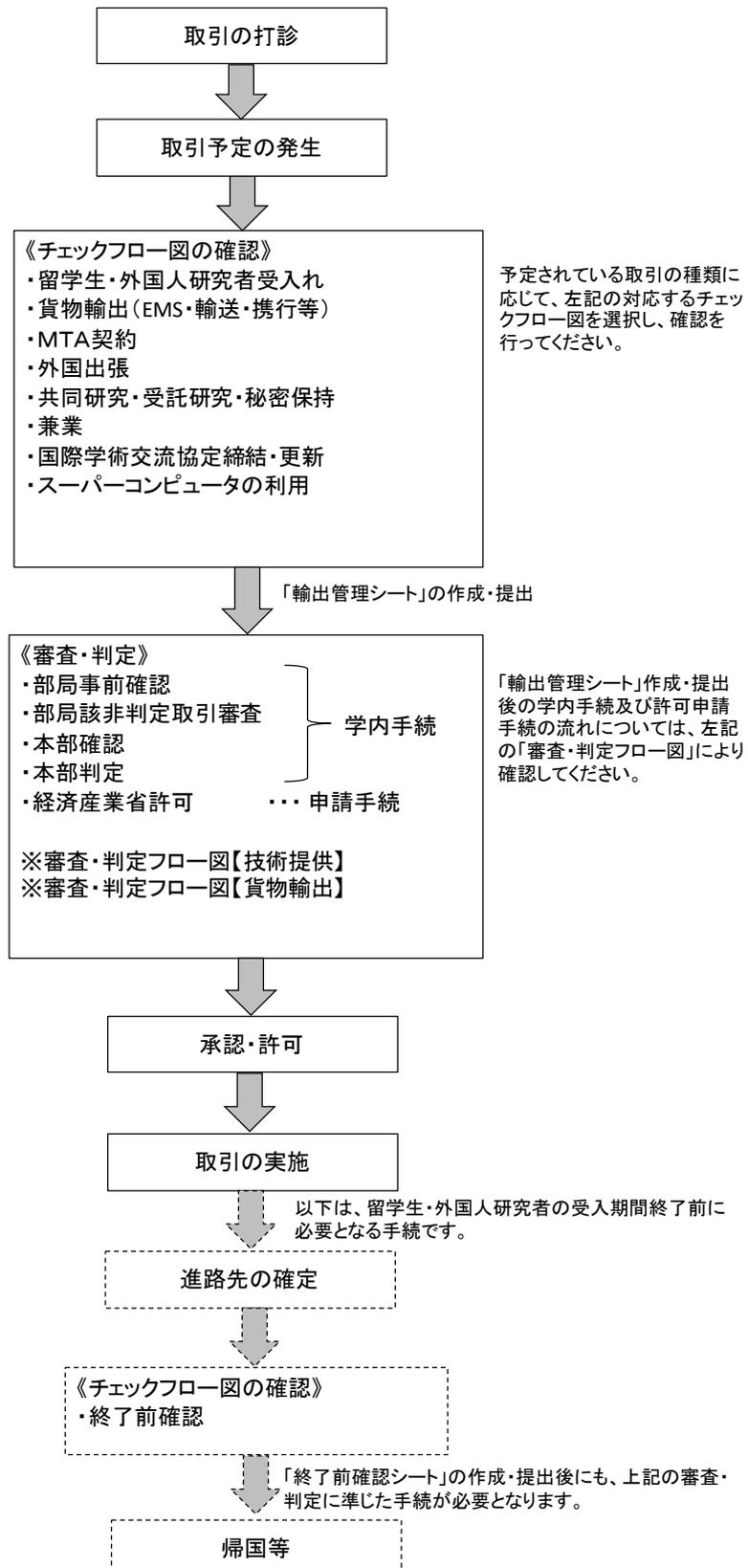
安全保障輸出管理担当者 名簿

所属・役職（補助者）	担当部局名
文学部・文学研究科総務係長	文学研究科
教育学部・教育学研究科総務係長	教育学研究科 教育情報学研究部
法学部・法学研究科総務係長	法学研究科
経済学部・経済学研究科総務係長	経済学研究科
理学部・理学研究科総務係長	理学研究科 電子光理学研究センター ニュートリノ科学研究センター 学術資源研究公開センター 数理科学連携研究センター
医学部・医学系研究科 総務課長 (医学部・医学系研究科総務係)	医学系研究科 動物実験センター
歯学部・歯学研究科総務係長	歯学研究科
薬学部・薬学研究科総務係長	薬学研究科
工学部・工学研究科総務課長 (工学部・工学研究科総務課総務係)	工学研究科 環境科学研究科 医工学研究科 未来科学技術共同研究センター 国際集積エレクトロニクス研究開発センター レアメタル・グリーンイノベーション 研究開発センター 原子炉廃止措置基盤研究センター
農学部・農学研究科事務長 (農学部・農学研究科総務係)	農学研究科
国際文化研究科総務係長	国際文化研究科
情報科学研究科総務係長	情報科学研究科
生命科学研究科総務係長	生命科学研究科
金属材料研究所総務課研究協力係長	金属材料研究所
加齢医学研究所研究推進係長	加齢医学研究所 遺伝子実験センター スマート・エイジング学術重点研究センター

所属・役職（補助者）	担当部局名
流体科学研究所総務係長	流体科学研究所
電気通信研究所総務係長	電気通信研究所 省エネルギー・スピントロニクス集積化システムセンター 電気通信研究機構
多元物質科学研究所研究協力係長	多元物質科学研究所
災害科学国際研究所総務係長	災害科学国際研究所
東北大学病院臨床研究・研修支援室 研究協力係長	病院
国際文化研究科 （東北アジア研究センター担当）主任	東北アジア研究センター
学務課学務企画係長	高等教養教育・学生支援機構 教育情報基盤センター オープンオンライン教育研究開発推進センター
学際科学フロンティア研究所 事務室	学際フロンティア研究所
サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター事務室長	サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター
情報部情報基盤課総務係長	サイバーサイエンスセンター
埋蔵文化財調査室	埋蔵文化財調査室
材料科学高等研究所安全衛生管理室	材料科学高等研究所 知の創出センター
東北メディカル・メガバンク機構 研究協力係長	東北メディカル・メガバンク機構
マイクロシステム融合研究開発センター 支援室長	マイクロシステム融合研究開発センター
環境安全推進課 環境・安全スタッフ	環境・安全推進センター

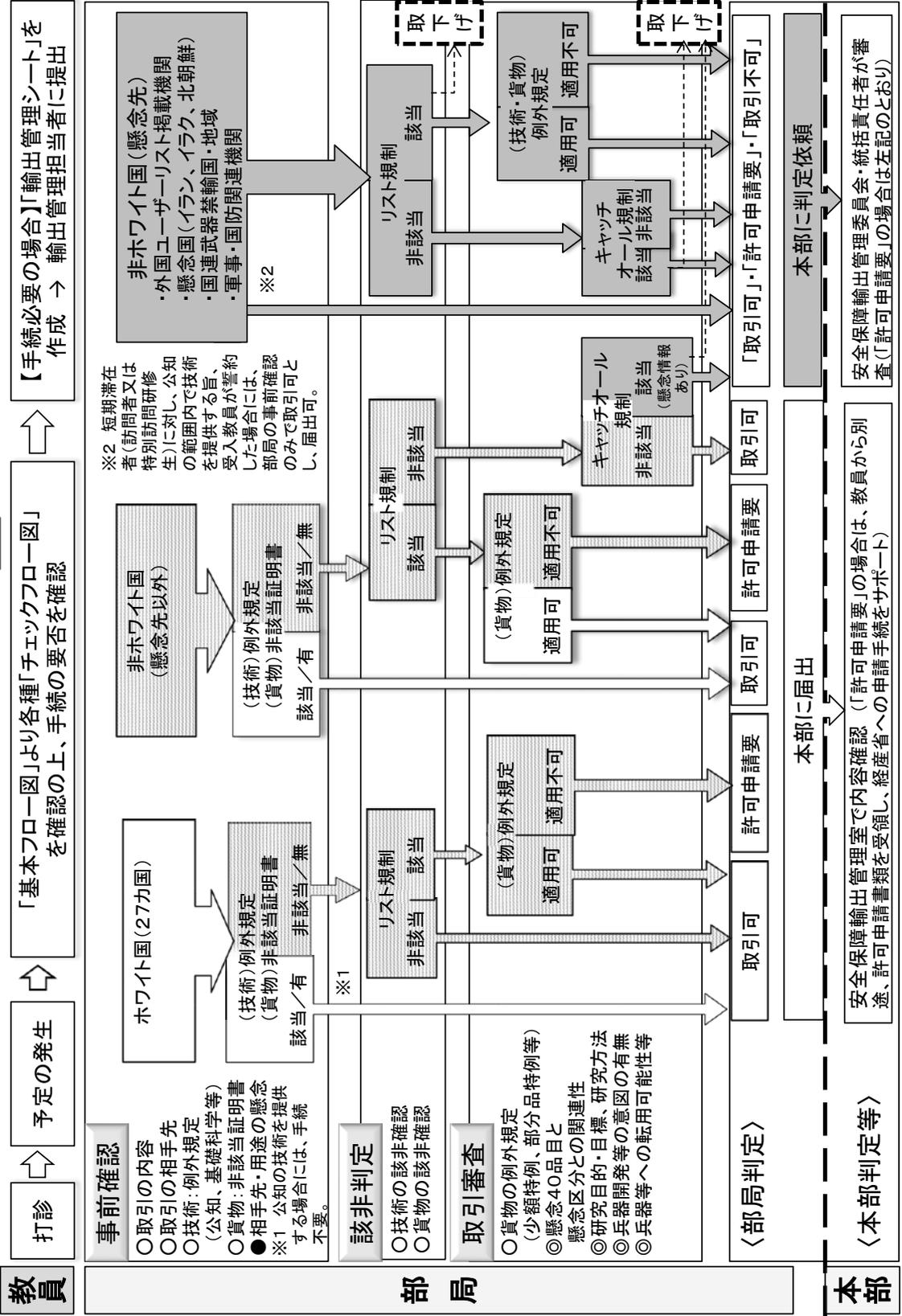
（平成31年3月31日現在）

《基本フロー図》

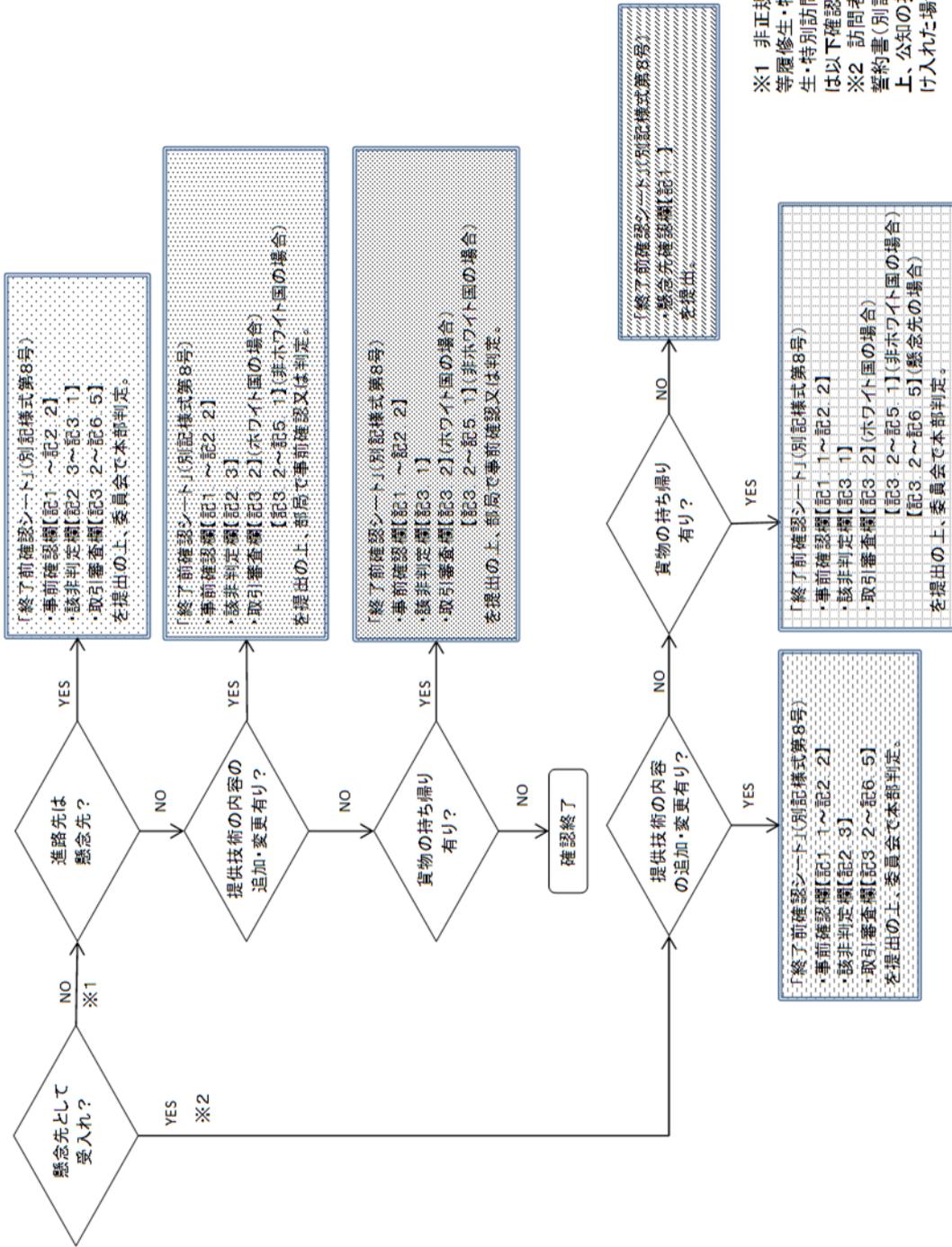


判定手続のフロー図

- ※凡例
- ☐: 懸念性が低い取引
- ▨: 懸念性が比較的高い取引
- ◐: 懸念性が高い取引
- : すべての外国が対象
- : 非ホワイト国のみ対象
- ◎: 懸念先のみ対象



終了前確認チェックフロー図(簡略版)



※1 非正規生の留学生(研究生・科目等履修生・特別聴講学生・特別研究学生・特別訪問研修生)と訪問者については以下確認不要。
 ※2 訪問者・特別訪問研修生に対し、誓約書(別記様式第4号の2)を提出の上、公知の技術を提供するものとして受け入れた場合は、以下確認不要。

安全保障輸出管理に関する 教員全学講習会

日時 平成30年11月20日(火) 10:30~11:30
場所 薬学研究科A棟2階会議室(北青葉山地区)
講師 安全保障輸出管理委員会委員長兼安全保障輸出全学管理責任者
工学研究科 教授 吉見 享祐

© 2018 Tohoku University

1



自己紹介

工学研究科 強度材料物性学分野

研究分野

構造・機能材料、金属物性
複合材料・物性

研究キーワード

超高温材料、金属間化合物
結晶塑性、クリープ

プレスリリースによる海外
からの問い合わせの増加

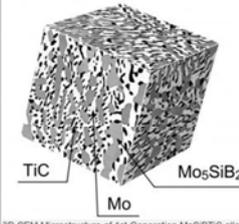
大量破壊兵器への応用の可能性

留学生等の受入れについ
ては慎重な対応が必要

Science News
Article Released Thu-27th-September-2018 02:41 GMT
Contact: [Shunroa Riley](#) Institution: [Tohoku University](#)
Return to previous page
Share this article

Researchers identify a metal that withstands ultra-high temperature and pressure

Japanese scientists have identified a metal able to stand up to constant forces in ultrahigh temperature, offering promising applications including in aircraft jet engines and gas turbines for electric power generation.



Japanese scientists have identified a metal able to stand up to constant forces in ultrahigh temperature, offering promising applications including in aircraft jet engines and gas turbines for electric power generation.

The first-of-its-kind study, published in Nature's open access journal Scientific Reports in July 2018, describes a titanium carbide (TiC)-reinforced, molybdenum-silicon-boron (Mo-Si-B)-based alloy, or MoSiB2C, whose high-temperature strength was identified under constant forces in the temperature ranges of 1400°C-1500°C.

"Our experiments show that the MoSiB2C alloy is extremely strong compared with cutting-edge Nickel-based single crystal superalloys, which are commonly used in hot sections of heat engines such as jet engines of aircrafts and gas turbines for electric power generation," said lead author Professor Kyosuke Yoshimi of Tohoku University's Graduate School of Engineering.

"This work suggests that the MoSiB2C, as ultrahigh temperature materials beyond Nickel-based superalloys, is one promising candidate for those applications," added Yoshimi.

Yoshimi and colleagues report several parameters that highlight the alloy's favorable ability to withstand disruptive forces under ultrahigh temperatures without deforming. They also observed the alloy's behavior when exposed to increasing forces and when cavities within MoSiB2C formed and grew, resulting in to microcracks and final rupturing.

The performance of heat engines is key to future harvest of energy from fossil fuel and the subsequent conversion to electric power and propulsion force. The enhancement of their functionality may determine how efficient they are at energy conversion. Creep behavior – or the material's ability to withstand forces under ultrahigh temperatures – is an important parameter for those applications.

The researchers assessed the alloy's strength under constant forces at approximately 1400°C-1500°C. All experiments were performed under dry conditions, which could ultimately affect the alloy's performance. Furthermore, the study reports that the alloy's strength was only been observed with superalloys.

1400度に耐える合金の開発
航空機ジェットエンジンや発電用ガスタービンに應用

研究室所属の留学生等

中国・西北工業大学、北京航空航
天大学(ユーザーリスト掲載機関)等
から受入中

- ◆ 日本における急速なグローバル化の進展を背景に、文部科学省は大学の国際化を進める事業を展開
- ◆ 本学では「指定国立大学法人」の指定を受け、世界三十傑大学を目指し、人材育成・研究力強化事業を推進

アクセル

- ✓ 国際共同大学院を中心とした特色ある学位プログラムの提供
 - ・ダブルディグリープログラム等による外国人留学生の増加
- ✓ 世界トップレベル研究拠点の形成
 - ・世界水準の教育環境・人材育成の実施
 - 海外有力大学等との共同研究等の増加

国際化の推進

先生方の活動を制限するものではなく、自由な教育・研究環境を保証するための前提となるもの

安全保障輸出管理

ブレーキ?

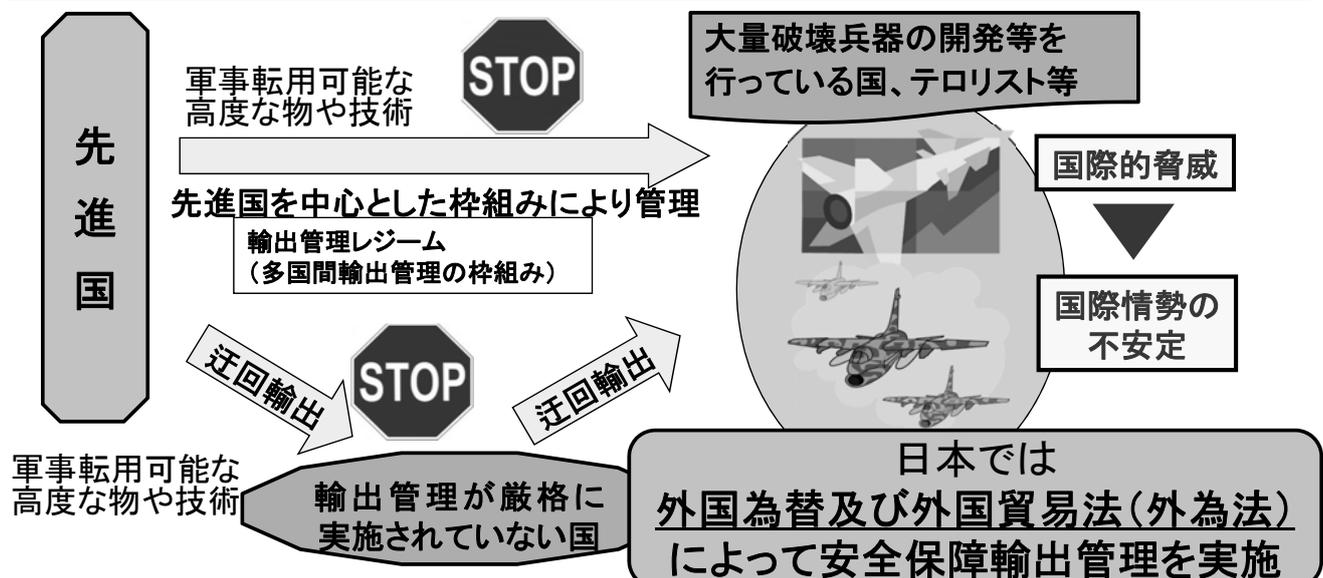
3

1. 日本の安全保障輸出管理規制
2. 東北大学の安全保障輸出管理体制
3. 参考情報

1.日本の安全保障 輸出管理規制

安全保障輸出管理とは

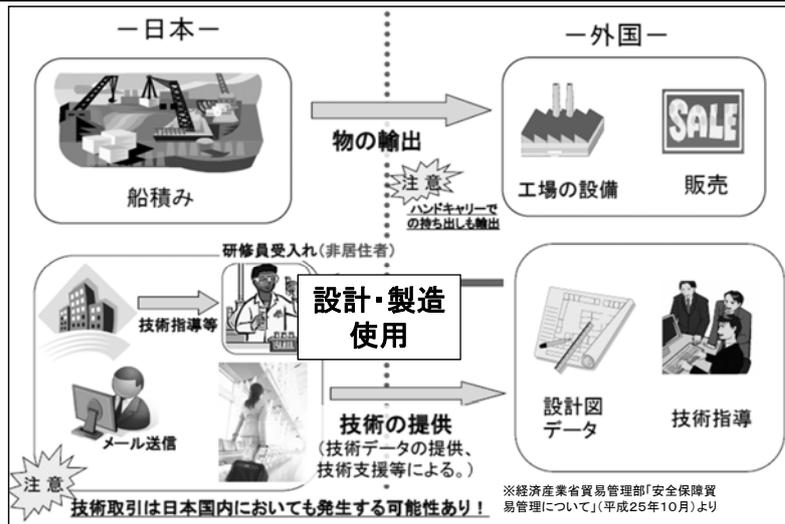
先進国がもっている高度な機械や技術が、大量破壊兵器の開発等を行っている国などに渡った場合、国際的な脅威となり、情勢の不安定化を招きますその脅威を未然に防止するために、先進国を中心とした枠組みを作って貿易管理に取り組んでいます



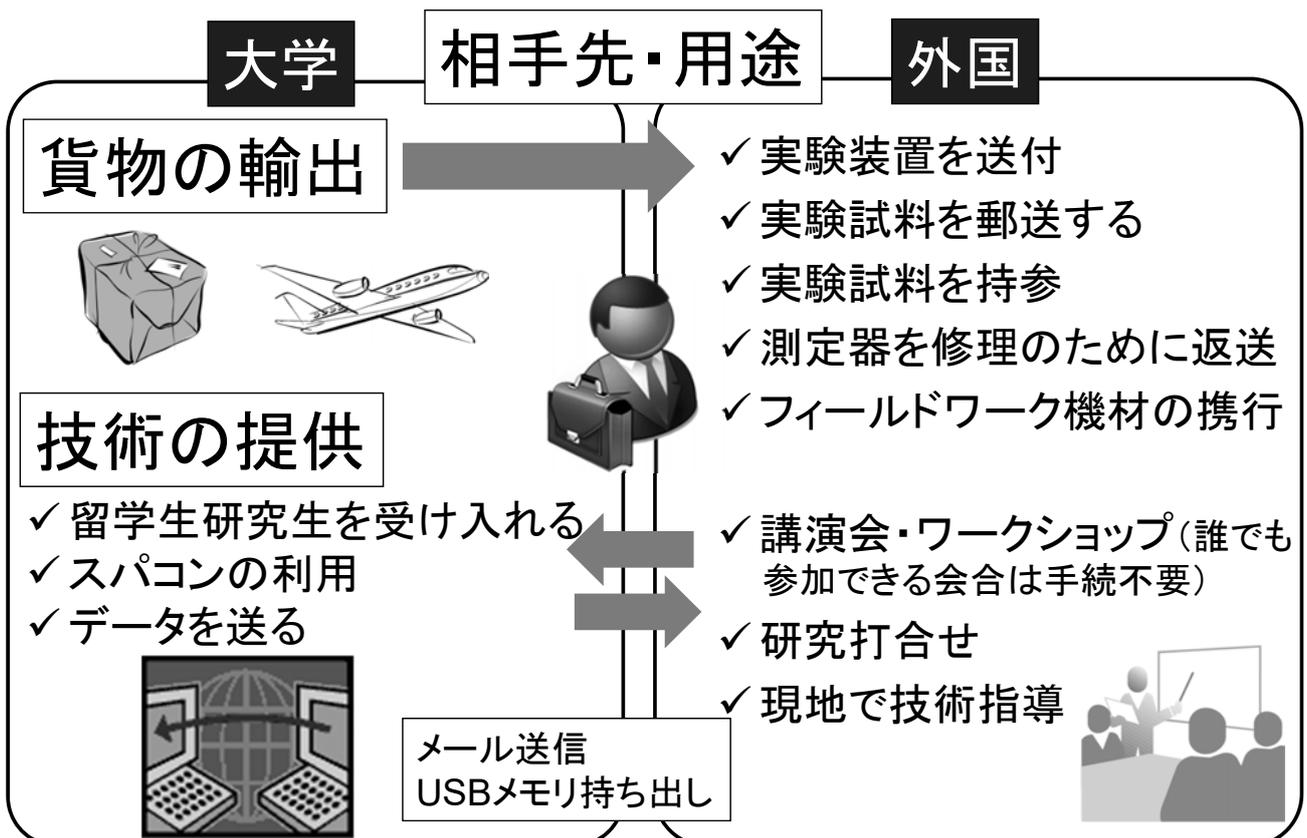
※経済産業省ホームページ掲載資料より

特定の貨物を外国に輸出し、又は
特定の技術を外国若しくは非居住者に提供するに
当たり、一定の要件に該当する場合には、
事前に経済産業大臣の許可を必要とする

企業や貿易会社、メーカーの製品開発に関する問題のように考えがちですが、大学においても様々な場面で輸出等が発生します



大学で輸出管理が必要となる例



➤ リスト規制【すべての国・地域対象】

輸出する貨物又は提供する技術がリスト規制に該当する場合には、相手先を問わず、原則として経済産業大臣の事前の許可が必要となる制度

貨物や技術で判断

➤ キャッチオール規制【非ホワイト国対象】

輸出する貨物又は提供する技術がリスト規制に該当しない場合であっても、相手先や使われ方により、大量破壊兵器や通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合には、原則として経済産業大臣の事前の許可が必要となる制度

相手先や使われ方で判断

9

- リスト規制は、貨物や技術の仕様(スペック)が、法令で規制されているものか否かを判断(該非判定)します
- 規制項番は、武器、原子力等分野別に1項から15項に分類されており、各項番によって規制される品目が示されています

項番	輸出規制品目例(赤字は本学で過去に判定を行った貨物)
1	武器 軍用航空機、軍用人工衛星、軍用細菌製剤・化学製剤等
2	原子力 重水素・重水素化合物、ロボット等、アルミニウム合金、真空ポンプ等
3	化学兵器 軍用化学製剤の原料、化学製剤用製造機械装置等
302	生物兵器 軍用細菌製剤の原料、細菌製剤用製造装置等
4	ミサイル 無人航空機、ロケット誘導装置、推進薬原料、サーボ弁、ガスタービン等
5	先端材料 チタン・ニッケルなど合金粉、金属製磁性材料、セラミック複合材料等
6	材料加工 ロボット、軸受、数値制御工作機械、コーティング装置等
7	エレクトロニクス サンプリングオシロスコープ、ネットワークアナライザー、半導体基板、集積回路等
8	電子計算機 電子計算機
9	通信 伝送通信装置、通信用光ファイバー、暗号装置等
10	センサー等 光検出器・冷却器、高速度撮影可能なカメラ、レーザー発振器、レーダー等
11	航法装置 衛星航法システム 電波受信機、ジャイロスコープ
12	海洋関連 水中ロボット、潜水艇、水中回収装置、浮力材
13	推進装置 人工衛星・宇宙開発用飛しょう体、無人航空機、ガスタービンエンジン等
14	その他 粉末状の金属燃料、催涙剤・くしゃみ剤等
15	機微品目 宇宙用光検出器、潜水艇、デジタル伝送通信装置等

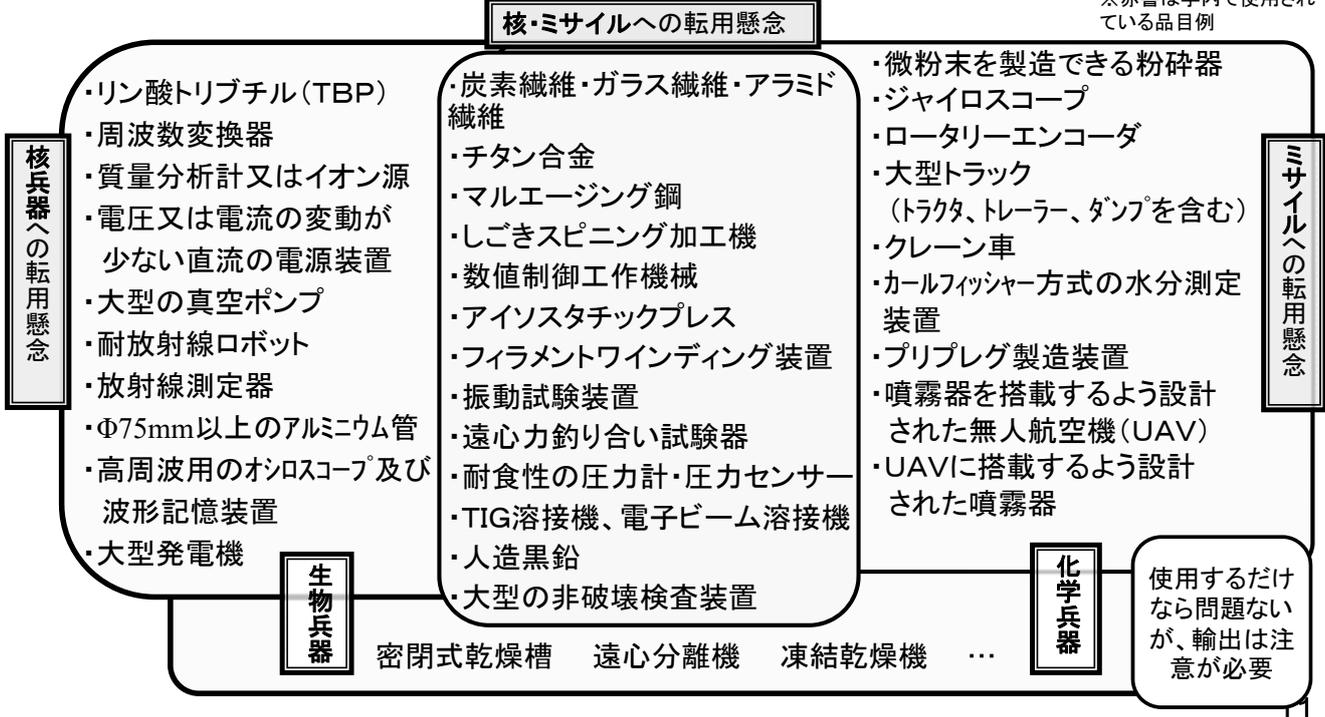


キャッチオール規制

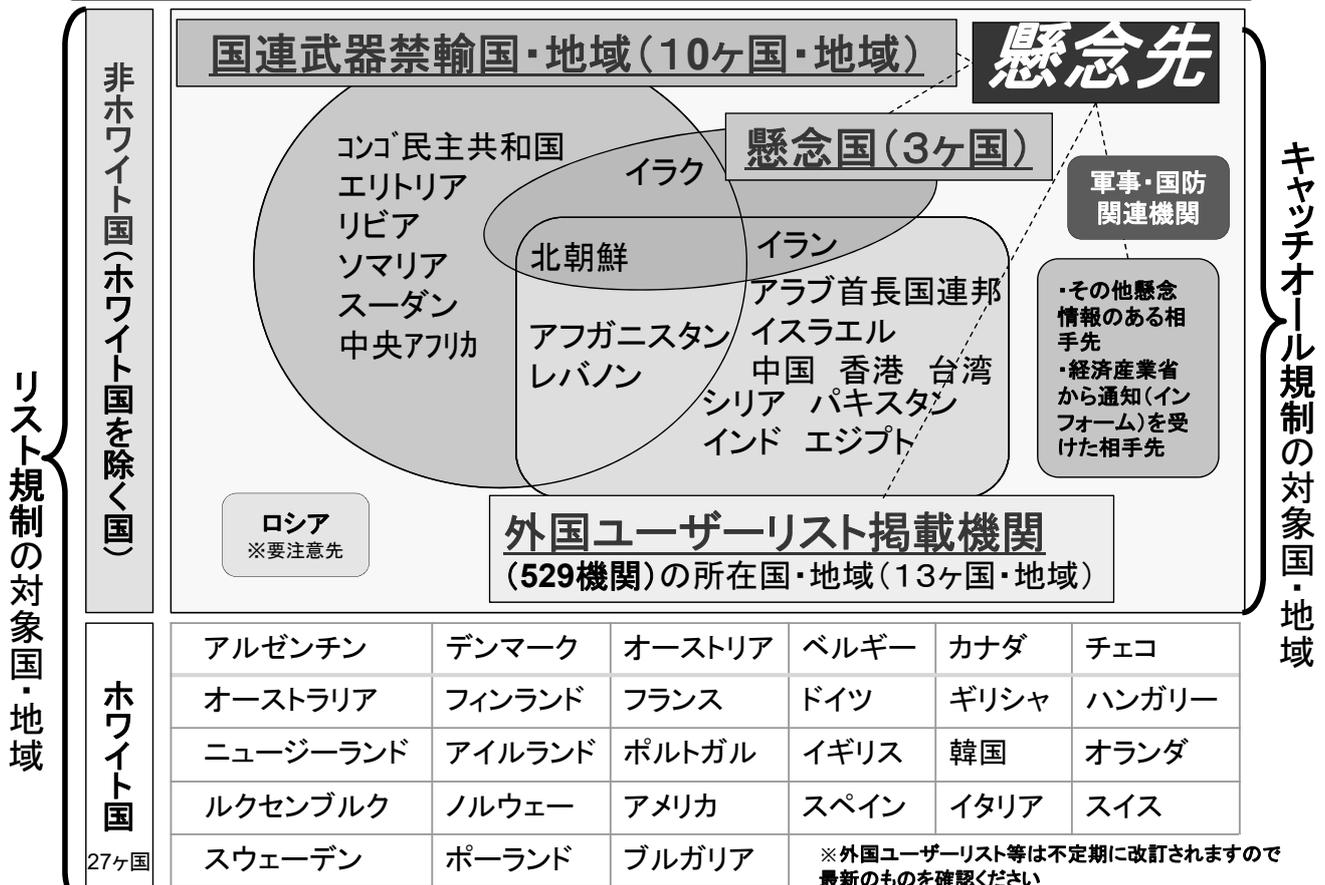
▶ キャッチオール規制は、食料品や木材を除く全てを対象とし、貨物や技術が兵器の開発等に転用される恐れがないかを判断します

※特に兵器の開発等に用いられる恐れの高いものを懸念40品目として指定

※赤書は学内で使用されている品目例



相手先の種別(ホワイト国・非ホワイト国・懸念先)



※外国ユーザーリスト等は不定期に改訂されますので最新のものをご確認ください
<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/export/>

外国ユーザーリスト(30.5.2改訂)

経済産業省が、大量破壊兵器の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリスト

このリストに掲載されている企業等に輸出等を行う場合には、それが大量破壊兵器の開発等に用いられないことが**明らかな場合**を除き、経済産業大臣の許可が必要となります

東北大学と大学間・部局間協定を締結している大学も一部掲載されています

慎重な審査が必要になりますが、外国ユーザーリスト掲載機関出身者という理由だけで受入不可の判断を行わないよう注意！

※外国ユーザーリストは不定期に改訂されますので最新のものを確認ください
<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/export/>

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Al Qa'ida/Islamic Army	<ul style="list-style-type: none"> •The Base •Al Qaeda •Islamic Salvation Foundation •The Group for the Preservation of the Holy Sites •The Islamic Army for the Liberation of Holy Places 	化学 C
209	イラン Islamic Republic of Iran	Shiraz University		ミサイル、核 M,N
219	イラン Islamic Republic of Iran	University of Tehran	•Tehran University	生物、化学、ミサイル、核 B,C,M,N
419	中国 People's Republic of China	Beijing University of Aeronautics and Astronautics (BUAA) (北京航空航天大学)	•Beihang University	ミサイル M
439	中国 People's Republic of China	Harbin Institute of Technology (HIT) (哈爾濱工業大学)		ミサイル M
468	中国 People's Republic of China	University of Electronic Science and Technology of China (UESTC) (電子科技大学)		化学、ミサイル C, M
529	レバノン Republic of Lebanon	Technolab	Techno Lab	生物、化学 ミサイル B,C,M

13



許可の取得が免除される特例等1/4

技術の提供・受入れ

- 公知(教科書に基づく講義、国際学会での発表等)
- 基礎科学分野の研究活動
- 居住者(日本に6か月以上滞在、日本国内の提供に限る)

貨物の輸出

- 少額特例
- 部分品特例(半田付けされた電子部品等)
- 無償特例(海外出張時のPC・携帯電話の携行)

この他にも外為法において、許可の取得が免除される特例等がありますが、いずれも適用は申請された「輸出管理シート」により判断されます

公知の技術とは・・・

◆外為法上の「公知」とは

誰でも制限なく取得できること又はできるようにすること

- ✓ 不特定多数の者に対して公開されている技術
- ✓ 不特定多数の者が入手可能な技術
- ✓ 不特定多数の者が聴講可能な技術
- ✓ ソースコードが公開されているプログラム
- ✓ 不特定多数の者が入手・閲覧可能とすることを目的とする場合

不特定多数の者が知れない場合は適用ができない！

- × 相手先に守秘義務を課して技術を提供する場合
- × 特定少数の者にだけ技術を開示する場合

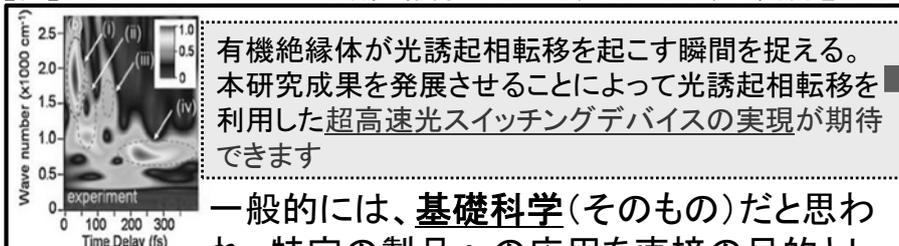
基礎科学分野の研究活動とは

◆ 自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動

◆ 製品の設計または製造を目的としない

経産省が示す自然科学分野例・・・純粋数学、天文学といった特定の分野に限定

【例】プレスリリースやHPの研究紹介において、以下のような表現をしている場合



一般的には、基礎科学(そのもの)だと思われ、特定の製品への応用を直接の目的としない場合であっても結果として製品応用につながる可能性のあるものは、経済産業省から適用を認められない傾向がある

製品への応用の可能性があると判断され、基礎科学の適用は難しい

※プレスリリース等の表現に制約を与えるものではありません

適用の可否は慎重に判断されます

居住者及び非居住者の区分

居住者	非居住者
<p>日本人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①我が国に居住する者 ②日本の在外公館に勤務する者 	<p>日本人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者 ②2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者 ③出国後外国に2年以上滞在している者 ④上記①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者
<p>外国人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①我が国にある事務所に勤務する者 ②我が国に入国後6月以上経過している者 	<p>外国人の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①外国に居住する者 ②外国政府又は国際機関の公務を帯びる者 ③外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人（ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。）
<p>法人等の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①我が国にある日本法人等 ②外国の法人等の我が国にある支店、出張所その他の事務所 ③日本の在外公館 	<p>法人等の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ①外国にある外国法人等 ②日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所 ③我が国にある外国政府の公館及び国際機関
<p><small>※財務省通達「外国為替法令の解釈及び運用について(抄)」より</small></p>	<p>その他、合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等</p>

原則、学内手続(輸出管理)は居住性に関わらず実施

外為法違反に対する罰則

規制対象となる貨物・技術を、許可を取らずに輸出・提供してしまうと、法律に基づき、罰せられる場合があります(罰則の対象:教員個人、法人)

刑事罰

個人:最大 3000万円の罰金
法人:最大10億円の罰金

行政罰(行政制裁)

・ 3年以内の、物の輸出・技術の提供の禁止

その他

・ 経済産業省からの警告
・ 事情聴取・立入調査
(その他、過去5年間の外為法違反案件を全学的に調査するよう求められます。)

・ 経済的損失
・ 研究指導の中止
・ MTA契約等の撤回
・ 社会的評価にダメージ
・ 大学のイメージの悪化
・ 信用の失墜 など

2. 本学の安全保障 輸出管理体制

19



安全保障輸出管理体制構築のあゆみ

2005年 4月 大学等における輸出管理の強化について(経産省通知)

⋮

2009年 7月 イラン人留学生受入れに関する外為法違反への疑いに関し新聞報道“核疑惑機関から留学生?! 東北大イラン人に処理法指導”
※外為法令違反はなし・・・組織体制・規程・手続きの不備

2009年 8月 「安全保障輸出管理体制」検討タスク・フォース(TF)委員会設置
⇒ 管理体制及び規程の検討開始

2009年 9月 暫定の相談窓口(産学連携課内)の設置

2009年11月 産学連携課内に「安全保障輸出管理室」(室長1, 室員2)を設置

2010年 1月 管理体制及び安全保障輸出管理規程の承認(役員会)

2010年 1月 安全保障輸出管理細則の制定

2010年 3月 安全保障輸出管理体制スタート(規程・細則の施行)

2010年 4月 輸出者等遵守基準施行(経産省)

20



東北大学の輸出管理目的・基本方針

◆輸出管理は法令上の義務

大学等においても輸出管理体制の整備・構築が義務付け(2010年4月輸出者等遵守基準施行)

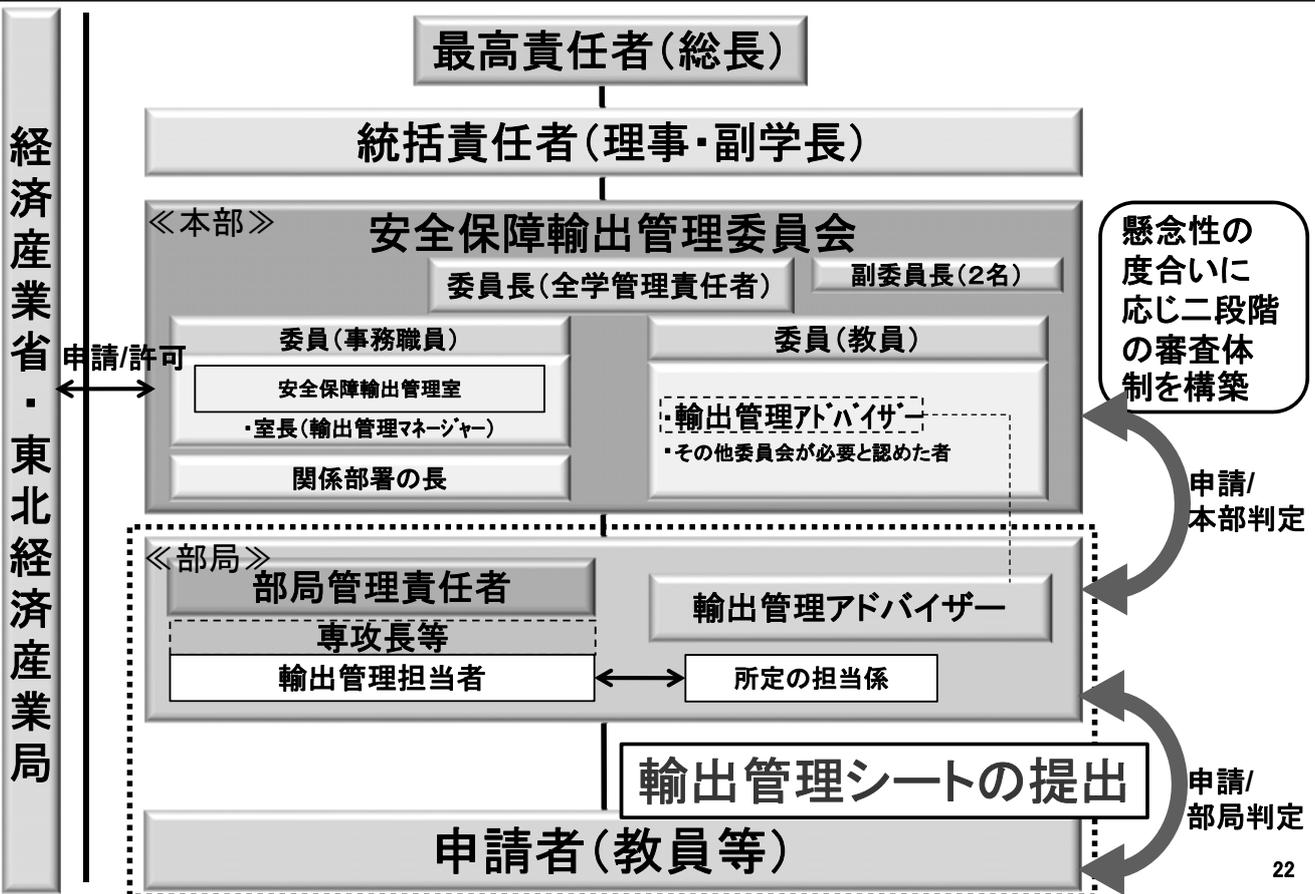
本学では上記に先駆け2010年1月に規程を制定、2010年3月に管理体制発足

- 本学の輸出管理目的(輸出管理規程第1条)
学術研究の健全な発展等に寄与する
- 本学の輸出管理基本方針(同第4条)
法令を遵守し、国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある取引は行わない

先生方が安心してグローバルな研究活動を行えるよう支援するための輸出管理体制を構築



東北大学の輸出管理体制



東北大学の輸出管理体制・審査

懸念性・リスク	一次審査	二次審査	最終審査
高 High-risk: 転用可能性が相対的に高い重大なケース	部局管理責任者(部局長)	安全保障輸出管理室(事前審査を実施)	安全保障輸出管理委員会, 統括責任者(理事・副学長)
中 Middle-risk: 該非判定等に慎重な判断を要するケース	部局管理責任者(部局長)	安全保障輸出管理室	
低 Low-risk: 明らかに許可不要な軽微なケース	部局管理責任者(部局長)		

Important process

濃淡管理

二次: 事前審査



最終: 安全保障輸出管理委員会



最終確認



標準的処理日数

学内手続

- ✓ 懸念先からの受入・技術提供・輸出 …1ヶ月半
- ✓ 懸念先以外への貨物の輸出 …1~2週間
- ✓ 懸念先以外からの受入・技術提供 …1~2週間
- ✓ スーパーコンピュータの利用(許可申請の有無確認) …1週間

※上記は安全保障輸出管理室での処理日数(別途部局内処理日数が加算)

※学内手続の結果, 経済産業省への申請が必要と判定された場合は, 以下の経済産業省への申請手続に係る処理期間が加算

経済産業省への申請手続

- ✓ 経済産業省… 3週間~3ヶ月

※許可に要する日数は案件により異なります
 ※処理日数は、経済産業省への提出後の日数(学内処理日数含まず)

H29年度 総手続件数 1,422件

貨物の輸出 477件

役務提供 945件

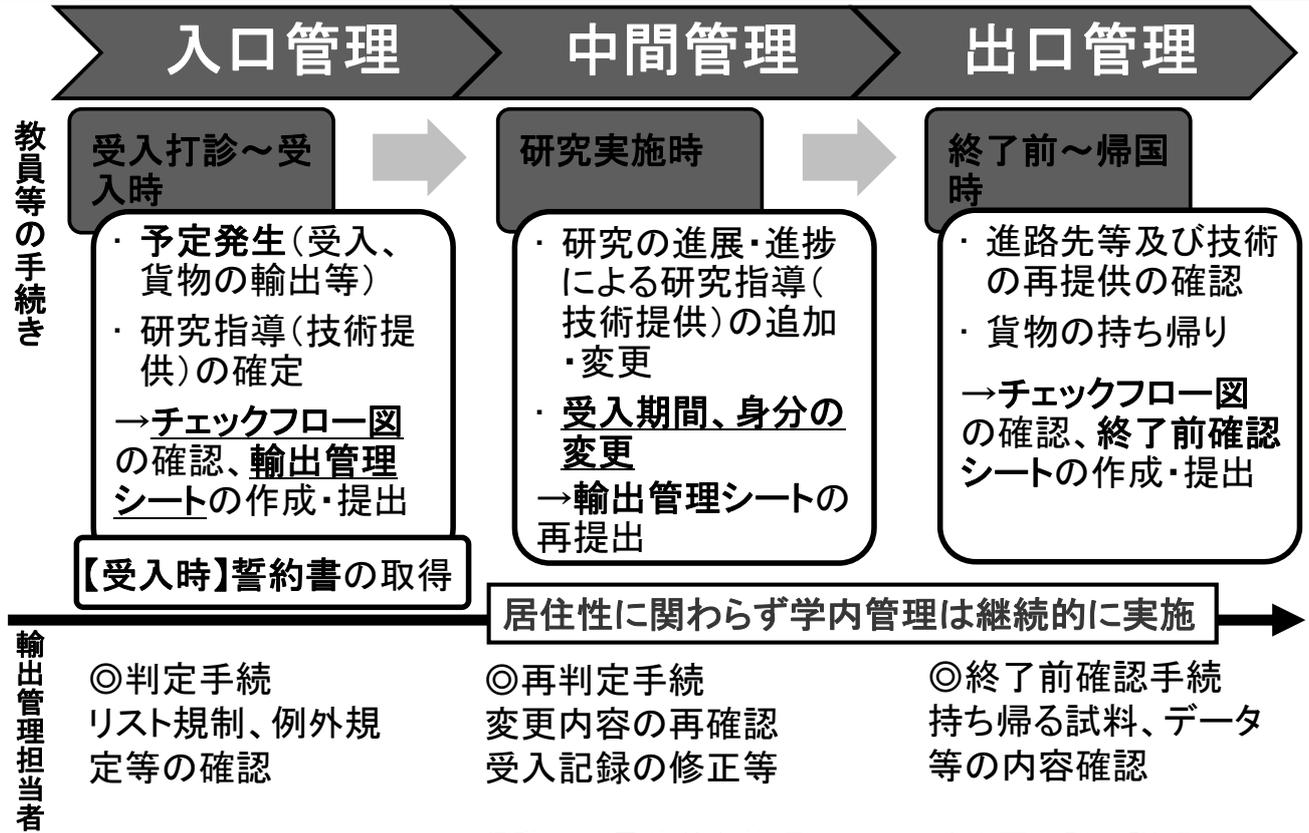
✓ 事前審査・委員会審査案件

46件(すべて役務)

✓ 許可申請案件 7件(貨物)

✓ ホワイト包括適用案件 9件(貨物)

実際にリスト規制に該当する案件



入口管理／受入れに係る輸出管理手続時期

打診・内諾により予定が生じた時点で速やかに輸出管理手続きに着手ください

例えば...

「国費外国人留学生」や「JSPS諸事業」等において、内定後に輸出管理手続きを実施した場合・・・

提供技術がリスト規制に該当していたり、留学生等の所属先が外国ユーザーリスト掲載機関の場合、経産省への許可申請や提供技術を変更する等の対応が必要になり、研究計画や就学スケジュールに多大な影響を及ぼすことがあります

査証発給に際し、入国管理局から輸出管理がなされているか確認の連絡がくるケースが増加しています。事前に手続きをしていないと対応が遅れ、査証発給にも影響を及ぼします

※各種事業制度における留意事項は後述「参考情報」で説明



入口管理／教員のファーストチェック

東北大学のトップページ「国際交流」or「研究・産学連携」のページから

安全保障輸出管理室のHPにアクセス
<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/export/>



東北大学
TOHOKU UNIVERSITY

大学概要 | 学部・大学院・研究所 | 教育・学生支援 | 国際交流 | 研究・産学連携 | 社会連携 | 情報公開・広報

東北大学



東北大学における安全保障輸出管理

MENU

- HOME
- ご挨拶
- 組織体制
- 規程
- スーパーコンピュータ
- 活動報告書
- 関連リンク

MENU (学内専用)

- 学内手続きのフロー

各種ツール

輸出管理シート※ | 終了前確認シート※ | 同一貨物の再輸出※ | 調査票※ | 学内手続きのフロー

貨物・技術・懸念先とは？ ※は学内専用

TOP

新着情報

2017.8.18

平成28年度の本

た。詳しくは、

2017.8.9 外

【チェックフロー図の確認】

- ・留学生・外国人研究者受入, 受入終了前
- ・貨物輸出(EMS・郵送・携行等)
- ・MTA契約、共同研究等の契約
- ・外国出張
- ・兼業
- ・国際学術交流協定締結・更新
- ・スーパーコンピュータの利用
- ・技術データの提供

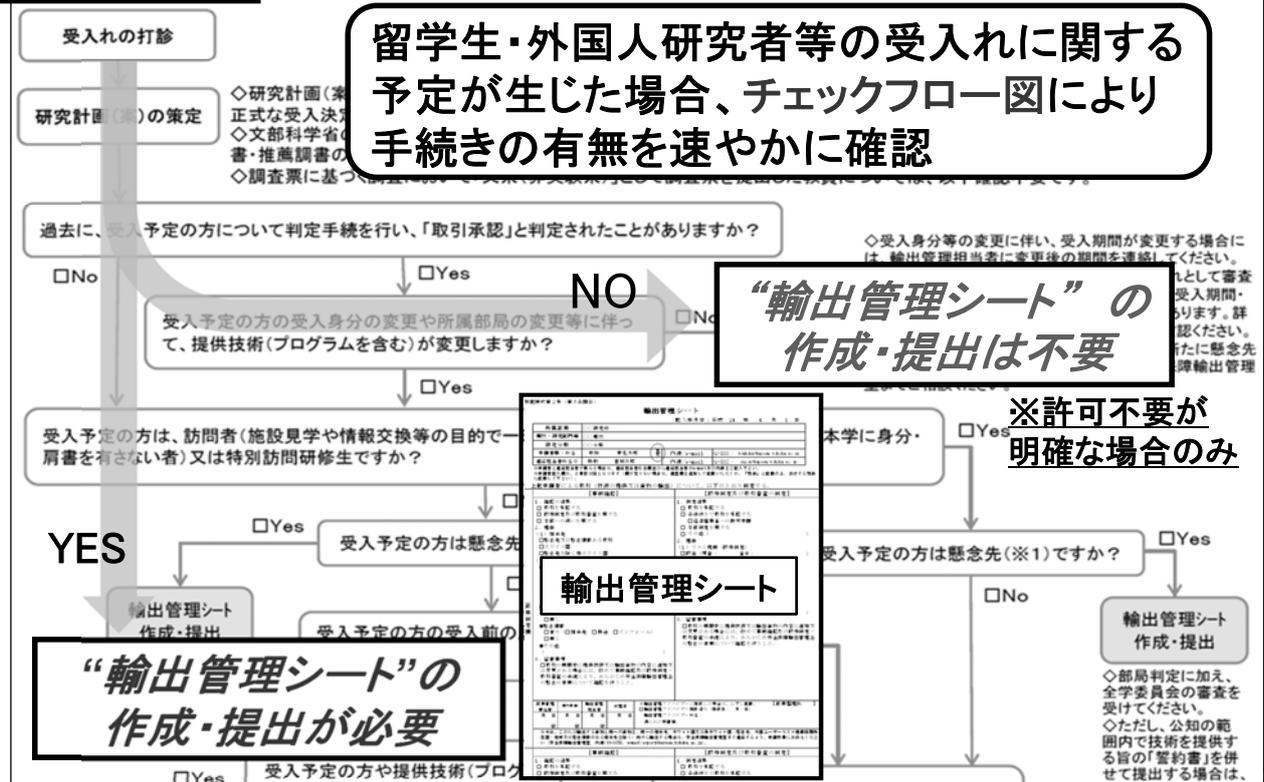
チェックフロー図や輸出管理シートのほか、各種通知や誓約書等もこちらのページからダウンロードできます



入口管理／チェックフロー図の確認

ここからStart

留学生・外国人研究者受入れチェックフロー図





入口管理／輸出管理シート(該非判定2)

便利なツール

輸出入管理のホームページです。

東北大学における安全保障

安全保障輸出管理室HP

MENU (学内専用)

「便利なツール」→「該非判定一覧」

MENU

- HOME
- ご挨拶
- 組織体制
- 規程
- スーパーコンピュータ
- 活動報告書
- 関連リンク

MENU (学内専用)

- 学内手続のフロー
- 各種様式
- 規程・細則
- 通知・事務連絡等
- 調査
- 便利なツール**
- 講習会・研修会

マニュアル等【学内専用】

- ▼ 貨物・技術一体化マトリックス表 (経済産業省)
- ▼ 赤字・青字貨物一覧表
- ▼ **該非判定一覧**
- ▼ マニュアル

【リスト規制】

項目	申請者所属部局	輸出貨物の名称	該当輸出令	該当品目	該当理由
原子力	原子分子材料科学高等研究機構	リチウム-アルミニウム-四重水素化合物	2項(3)	第1条第3号	該当： ・輸出令別表第1の2項(3)及び貨物等省令第1条第3号に規制された重水素は、自然界に存在する重水素のみを除外しており、濃縮した重水素又は重水素化合物はすべて上記規制の対象であるため、同項に該当する。
原子力	生命科学研究所	重水素標識ガンビエロール4環性類縁体	2項(3)	第1条第3号	該当： ・輸出する重水素標識ガンビエロール4環性類縁体は、重水素化合物であって、重水素の原子数の水素の原子数に対する比率が5,000分の1を超えるため、輸出令別表第1の2項(3)及び貨物等省令第1条第3号に該当する。
原子力	金属材料研究所	Zr基金属ガラス合金	2項(26)	第1条第31号	該当： ・Zr55Cu30Ni15Al10金属ガラス合金棒 4mm角 長さ25mm, Zr85Cu20Nb5Pd3Al7金属ガラス合金棒 直径2mm 長さ45mm, Zr85Cu20Nb5Pd3Al7金属ガラス薄片 幅10mm 長さ30mm厚さ0.05mm。 ・ジルコニウムの含有量が全重量の50%を超えており、輸出令別表第1の2項(26)及び貨物等省令第1条第31号に定める仕様に該当する。
原子力	原子分子材料科学高等研究機構	Ti45Ni35Zr17	2項(26)	第1条第31号	該当： ・ジルコニウムの含有量が全体の50%を超えるため、輸出令別表第1の2項(26)及び貨物等省令第1条第31号に該当する。

過去に実施した該非判定案件を貨物又は技術の種別等により、分類してエクセルファイルにて掲載
該非確認を行う際の確認対象項番の選定等に活用ください



入口管理／輸出管理シート(該非判定)

該非判定書 (市販品)

市販品の場合

輸出管理シートに製造会社等の判定書を添付することで、手続に要する時間を短縮することが可能

貨物の輸出や該非判定が必要な技術の提供を行う場合

入手方法

- ✓ メーカーや販売元等に確認、発行依頼
- ✓ HP上から請求可能な場合や、判定書をHPに掲載している会社も

お客様各位

NECパーソナルコンピュータ(株)HPより

輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表に関する判定

ごついて輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表に関し検討した結果、判定いたします。

7日施行の政省令改正に対応)

商品名	判定	注
パーソナルコンピュータ (デスクトップ型およびノート型)	輸出令別1-8項 非該当 輸出令別1-9項(7) 非該当 外為令別8項(2) 非該当 外為令別9項(1) 非該当	○

※モニタセットモデル、モニター一体型デスクトップ、ディスプレイ分離型ノートを含む

KEYSIGHT TECHNOLOGIES

非該当品リスト (オシロスコープ除く)

輸出貿易管理令別表第1の第1項から第15項における判定 (2017年7月7日施行政省令等対応)

本リストの判定は、施行日現在、弊社カタログ又はホームページに記載のある製品のみを対象とさせていただきます。製品名はカタログや資料により異なる場合がありますので、製品詳細の取得である「外国ユーザーリスト」/お客様への輸出・販売・譲渡等は禁止されています。

4.日本法令が定める「外国ユーザーリスト」/お客様への輸出・販売・譲渡等は禁止されています。

5.キャッチオール規制に基づき、最終需要者・用途が大量破壊兵器等の開発・製造・使用に際する場合、又は、関与が疑われる場合は輸出が禁止されています。

下記リストの製品は、輸出令別表第2は対象外です。

製品番号	製品名	判定	対象理由	非該当理由	米原再輸出規制 (EAR) : ECCN
10020A	700 MHz Resistive Divider Probe Kit	対象外	—	F4023-2 用「a-z」の分類経路表 輸出令別表第1の1項から15項までの何れにも当てはまりません。	3A992.A
10070A	X1 PASSIVE PROBE	対象外	—	F4023-2 用「a-z」 輸出令別表第1の1項から15項までの何れにも当てはまりません。	EAR99
10070B	1:1, 1 MOhm, 1.5m, Passive Probe	対象外	—	F4023-2 用「a-z」 輸出令別表第1の1項から15項までの何れにも当てはまりません。	EAR99
10070C	Passive probe, 1:1, 20 MHz	対象外	—	F4023-2 用「a-z」 輸出令別表第1の1項から15項までの何れにも当てはまりません。	EAR99
10070D	Passive probe, 20 MHz, 1:1	対象外	—	F4023-2 用「a-z」 輸出令別表第1の1項から15項までの何れにも当てはまりません。	EAR99

➤ 取得対象者

- ①留学生(正規・非正規) ②外国人研究者(雇用・非雇用)

➤ 誓約内容

指導(受入)教員との相談のうえ、必要に応じて技術の国外持ち出し、貨物の輸出について

外為法等に従い所定の手続を行う

- ✓ 研究上の技術情報を在学(在職)中又は修了(退職)後に外国において提供し、若しくは非居住者に対して提供しようとする場合

研究で知り得た技術の国外持ち出し

- ✓ 研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果得られた有体物を、在学(在職)中又は修了(退職)後に外国に輸出しようとする場合

研究の結果得られた貨物の輸出

誓約書の様式はHPから確認

33

◆受入れ時に承認された場合でも

修士課程>博士課程>PDなどで研究テーマ・提供技術が変わる場合は再確認・再判定を実施

- 提供技術の内容に追加・変更が生じた場合
- 受入れた留学生・外国人研究者の所属大学・研究機関又は学位取得大学が新たに外国ユーザーリストに掲載された場合、国籍のある国が新たに懸念国や国連武器禁輸国に指定された場合

再確認・再判定手続

34



出口管理／終了前確認シートの提出

◆ 終了前確認シートによる出口管理

▶ チェックフロー図の確認により終了前確認シートの提出が必要になった場合は、留学生等の進路先や就職先、貨物及び技術の持ち出し等についてシートを作成・提出

▶ 懸念先に進学・就職する場合で、提供技術に追加・変更があったことが終了時点で明らかとなったときは、事後的に再判定を実施し、受入に関する提供内容を確認（原則、技術の追加変更については、変更前に手続きを！）

シートやチェックフロー図はHPから確認

※ 持ち出そうとする技術情報（資料、データ）や貨物（試料、機器）がリスト規制に該当する場合、持ち出し前に経産省への許可申請及び許可が必要になります

35



ヒヤリ・ハット事例

▶ 事例その1

▶ 手順の漏れ

事後対応

・ 輸出管理手続を実施しないまま本学の大学院を修了した非ホワイト国の元留学生が、軍事機関出身者であり、帰国後、同機関に戻り、軍事開発に関与している可能性がある旨、経済産業省等から情報提供があった。

- ✓ 受入期間中の指導内容についての説明要請
- ✓ 今後の交流についての注意喚起

対応：懸念先の範囲拡張

非ホワイト国の軍もしくは国防に関する事務をつかさどる行政機関またはこれらから委託を受けた関係機関の取り扱いについて
平成27年6月26日付け事務連絡

▶ 事例その2

▶ 着手時期、経歴確認等の不備

入口管理の不手際

・ 留学生・外国人研究者の受入れについて輸出管理手続が未完了で入学許可、受入決定等を行った。研究テーマが極めて機微な技術分野に相当し当該留学生・外国人研究者の経歴等に懸念性あり。

- ✓ 留学生・外国人研究者の受入時期の遅延、短縮等、研究計画への影響
- ✓ 経産省から指導、勧告

対応：手続の徹底に関する注意喚起

安全保障輸出管理手続の徹底について平成28年4月19日付け事務連絡

37

3.参考情報



各種事業における留意事項1/3

✓ JSPS外国人研究者招へい事業等

JSPS諸事業では、研究者が現在の身分を保持して来日することも多く、懸念先出身者については、提供技術はもとより、所属先での研究内容やその関係性についても確認が必要
※過去の経歴に懸念先がある場合は学内審査が必要です！

✓ 科学研究費補助金

・「国際共同研究加速基金」等
研究計画調書中に「法令等遵守への対応」欄
→研究計画を遂行するに当たって、
「外為法に基づき規制されている技術の非居住者若しくは外国への提供又は貨物の輸出をしようとする場合の対応」
等について記載が求められています

いずれも内諾時や申請時の初期対応が重要です

- ✓ 中国国家建設高水平大学公派研究生
(中国国家留学基金管理委員会(CSC))
 - ◆ 募集時期は3月～4月(5月採択)
 - ◆ 教員宛に留学生から直接受入について打診
 - ◆ 本事業採択者は、留学終了後に「中国に資する事業に就業すること」とされているため、終了前確認は特に注意が必要
 - ◆ 正規生としての進学予定者だけではなく、中国国内の大学に籍を置いたまま、特別研究学生として入学するケースもあります

※このほかにも研究者を対象としたCSC事業や、CSCと中国の大学が出資して海外に研究者を派遣する事業が確認されており、様々な制度を利用して海外に留学する研究者が増加しています

内諾をする際には、相手先の経歴や過去の業績、来日の目的等を必ず確認してください

- ✓ 大使館推薦による国費外国人留学生(研究留学生)の選考手続きについて

第1次選考合格者本人(留学予定者)は、留学を希望する日本の大学に対して、受入れ内諾の取付依頼を行う

各大学から当該合格者への受入可否回答を行う場合は、事前に学内の輸出管理手続きを完了する必要があるあります

※教員のみによる判断ではなく、大学として判断するよう文科省からも求められています(大学推薦の場合も同様です)

懸念先出身者(過去の経歴含む)の受入れ内諾の予定が生じたら…

⇒懸念先からの受入れについては、手続きに時間を要しますので、打診がありましたら、速やかに部局担当者または安全保障輸出管理室までご連絡ください！



お知らせ1/3

◆ 技術データ提供チェックフロー図について

技術データの提供例

- ・海外の研究者等に、メールでデータを送信、USBメモリに記録したものを郵送
- ・招へい研究者等に、研究室で保有している技術データを開示
- ・外国出張等において技術データを携行し相手先に提供

※提供するデータが既に公知である又は公知とするために提供する場合は、ホワイト国への提供に限り手続き不要(詳細は資料2の4ページ:技術データ提供チェックフロー図を参照)

技術データ提供チェックフロー図



お知らせ2/3

➤ 安全保障輸出管理に関する講習の動画配信について

- ✓ Eラーニングによる講習の配信(2017年11月より運用開始)
- ✓ 本講習受講後も継続的な適正管理のツールとして是非活用ください

講習は安全保障輸出管理HPの「講習会・研修会」ページにて配信中!

～構成は2部構成～
第1部外為法による規制
第2部本学における輸出管理

安全保障輸出管理講習

第1部

～外為法による規制～

安全保障輸出管理委員会委員長兼
安全保障輸出全学管理責任者
工学研究科 教授 吉見 享祐



© 2017 Tohoku University

説明会(工学部等新任教職員FD43)

▶ 安全保障輸出管理に関する講習の動画配信について(経済産業省)



✓ 経済産業省HPからも大学・研究機関向けの動画が配信されています

大学・研究機関の教職員向けe-ラーニング

学習編
画面をクリックすることで動画視聴ができます

目次

- ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関向け)
- ・アドバイザー派遣事業のご案内(大学・研究機関向け)
- ・大学・研究機関の教職員向けe-ラーニング
- ・「大学・研究機関向け説明会」開催のご案内
- ・過去の「大学・研究機関向け説明会」の資料
- ・安全保障貿易管理に関するリーフレット
- ・参考

click! (1 of 2) 大学・研究機関における安全保障貿易管理 ~安全保障貿易管理の必要性~

click! クイズ1

説明会(工学部等新任教職員FD44)

✓ 英語による動画等のコンテンツも準備されていますので、本学の講習動画と合わせて活用ください

さいごに

海外からの共同研究の打診…
 試料提供の依頼・MTAの打診…
 留学生・外国人研究者の受入れ・帰国…

予定が生じたら輸出管理の確認手続を
 事前に速やかに実施していただくよう
 各部局にて対応をお願いいたします！

ご不明な点等、お気軽にお問い合わせください

お問い合わせ先: 本部事務機構総務企画部
 コンプライアンス推進課 安全保障輸出管理室
 TEL: 217-5920 内線のみ: 91-6058
 FAX: 217-6069
 E-mail: export@grp.tohoku.ac.jp



大学での安全保障輸出管理 —留学生/外国人研究者の受け入れについて—

佐々木孝彦

東北大学金属材料研究所 副所長
総長特別補佐(研究倫理担当)



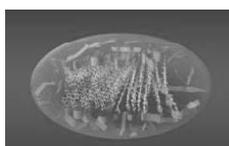
自己紹介 東北大学金属材料研究所

2/32

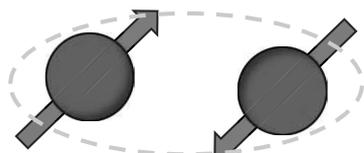
協力講座: 理学研究科物理学専攻 数物系科学-物理学-物性II
大区分B-物性物理学—磁性, 超伝導, 強相関

低温物性物理学

分子性物質・ 有機物質・材料



超伝導・ 強相関電子



中国からの私費留学生
ポーランド, インドネシアからの
国費(大学推薦)留学生

第2項 原子力 重水素化合物
ヘリウム3
ソレノイド型超伝導磁石

第7項 エレクトロニクス
サンプリングオシロスコープ
ネットワークアナライザー
アナログデジタル変換器

第10項 センサー

大学・研究機関での 安全保障輸出

研究不正への対応(新ガイドライン)

研究活動における不正行為への対応等に
関するガイドライン
平成26年8月26日 文部科学大臣決定

“責任ある研究活動”

研究不正行為(捏造・改ざん・
盗用)の防止

生命倫理

利益相反

法令遵守

安全保障輸出管理

公正な研究活動の推進

大学におけるリスクマネジ
メントの一環として実施

グリーンブック

科学の健全な
発展のために
— 誠実な科学者の心得 —
日本学術振興会(丸善出版)

日本学術振興会
「科学の健全な発展のために」編集委員会 編

5. 安全保障への配慮

太郎は、申請書の研究計画を書く際、アメリカの共同研究者の下にいる。定期間、研究室に受け入れたらどうだろうかと考え、教授に相談したところ、身国は、確か、懸念国だったんじゃないかな。彼を受け入れられるかどうか、出管理マネジメント室に確かめてみて」と指示を受けました。太郎にとってといった概念は見当もつかず、担当者に相談しました。

NEWS IN FOCUS

GENETICS Interest grows in tiny, cheap DNA sequencer p.15 | CLIMATE Economists offer alternatives to fossil-fuel divestment p.16 | COSMOLGY Galactic signal helps LHC in hunt for dark matter p.17 | CAREERS The many forms of modern retirement from science p.28

Japan's biggest warship since the Second World War was delivered to the navy at the United Marine shipyard in Yokohama in March.

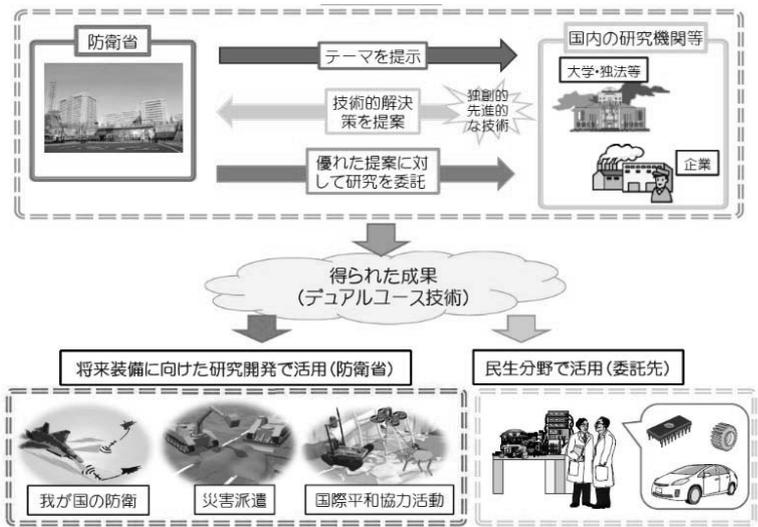
DUAL-USE TECHNOLOGY

Japanese academics fear military incursion

Relationship between traditionally pacifist research community and military is changing.

防衛装備庁(競争的研究資金)

安全保障技術研究推進制度



デュアルユースの意味合いの変化

研究・教育のグローバル化
留学生・外国人教員・研究員

現実の課題・研究管理

“軍の接近を懸念する日本の研究者たち”
 日本の防衛省が、大学や研究機関などの基礎研究に対する研究資金制度を初めて設けた。

David Cyanoski, Nature **521**, 13 (2015)
 (May 7, 2015)

国内の大学等を利用した情報収集活動

- 在日科学者組織には大学院生も多く、組織的に日本のハイテク技術情報収集の場となっているとの報告((財)安全保障貿易情報センター(CISTEC)の報告)
- C国は、我が国において先端技術保有企業、大学・研究機関等に研究者、技術者、留学生等を派遣するなどして、巧妙かつ多様な手段で各種情報収集を行っている指摘(『警察白書(平成27年版・26年版)』より)
- 国際共同研究の申込みのあったC国企業について調査したところ、同企業の取引の80%をC国海軍が占めていたとの報告(日本学術会議「安全保障と学術に関する検討委員会」議事録より)

留学生・外国人研究者の受け入れ

国内での技術取引(役務取引)

無形技術移転

Intangible Technology Transfer (ITT)

東北大学の管理体制構築

- 平成17年 4月 「大学等における輸出管理の強化について」【経済産業省】
- 平成18年 3月 「大学等における輸出管理の強化について」【経済産業省】
「大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について」【文部科学省】
- 平成20年 1月 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス【経済産業省】
- ” 3月 「外為法等への対応方法」の公表(東北大学産学官連携推進本部)
※文部科学省大学知的財産本部整備事業「21世紀型産学官連携手法の構築に係るモデルプログラム」

平成21年 7月 **イラン人留学生受入れに関する外為法違反への疑いに関し読売新聞報道**
“核疑惑機関から留学生?! 東北大イラン人に処理法指導”

- ” 8月 「安全保障輸出管理体制」検討タスク・フォース(TF)委員会設置
⇒ 管理体制及び規程の検討開始
- ” 9月 暫定の相談窓口(産学連携課内)の設置
機微技術等の保有状況に係る暫定調査の実施
- ” 11月 産学連携課内に「安全保障輸出管理室」(室長1, 室員2)を設置
「大学及び公的研究機関における輸出管理について」【文部科学省】
- 平成22年 1月 TF委員会の検討結果の報告
管理体制及び安全保障輸出管理規程の承認(役員会)
関係各課に対する協力要請
- ” 2月 学内説明会(教員向け, 事務担当者向け)
- ” 2月 **安全保障輸出管理細則の制定(統括責任者)**

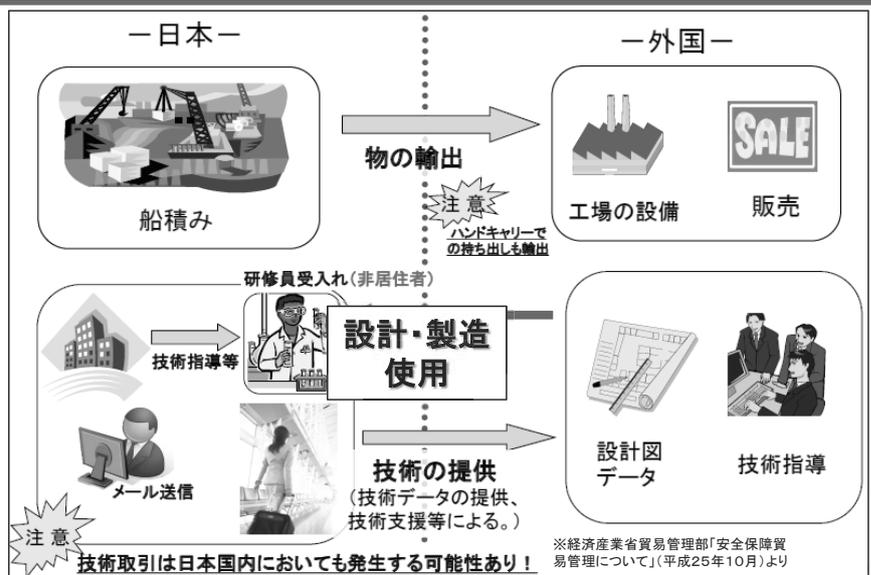
8か月

平成22年 3月 **安全保障輸出管理体制スタート(規程・細則の施行)**

留学生/外国人研究者の 受け入れに関する 取り組み

特定の貨物を外国に輸出し、又は
特定の技術を外国若しくは非居住者に提供するに
当たり、一定の要件に該当する場合には、
事前に経済産業大臣の許可を必要とする

企業や貿易会社、メーカ-の製品開発に関する問題のように考えがちですが、大学においても様々な場面で輸出等が発生します



居住性の判定や例外規定の適用誤り等による法令違反を防止するために、**教員個人任せではなく、東北大学として組織的・客観的に確認を行う。**

~~管理制限~~



何が対象か？

■ 貨物の輸出

- 試料を持っていく
- 装置を送る
- ...



何を判断すればよいか？

□ リスト規制

貨物や技術で判断



■ 技術の提供

- 技術指導する
- 留学生を受け入れ
- データを送る
- ...

□ キャッチオール規制

相手先や使われ方で判断



リスト規制の対象国・地域

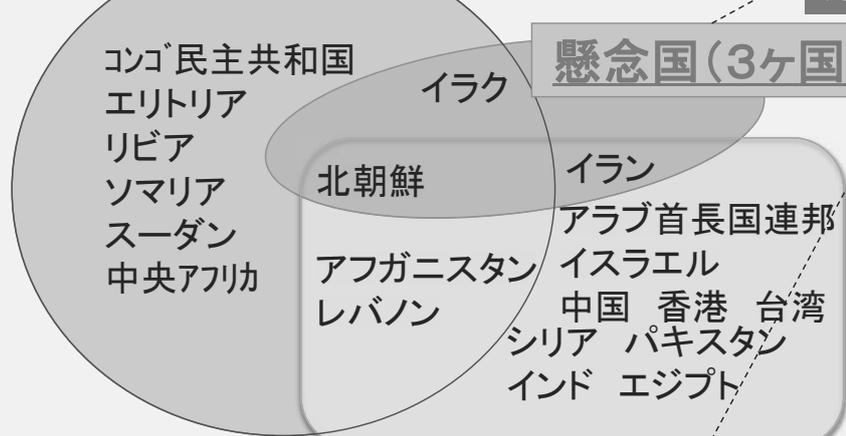
非ホワイト国（ホワイト国を除く国）

ホワイト国

27ヶ国

国連武器禁輸国・地域（10ヶ国・地域）

懸念先


 軍事・国防
関連機関

 ・その他懸念
情報のある相手先
・経済産業省
から通知（イン
フォーム）を受
けた相手先

 ロシア
※要注意先

外国ユーザーリスト掲載機関

（529機関）の所在国・地域（13ヶ国・地域）

アルゼンチン	デンマーク	オーストリア	ベルギー	カナダ	チェコ
オーストラリア	フィンランド	フランス	ドイツ	ギリシャ	ハンガリー
ニュージーランド	アイルランド	ポルトガル	イギリス	韓国	オランダ
ルクセンブルク	ノルウェー	アメリカ	スペイン	イタリア	スイス
スウェーデン	ポーランド	ブルガリア			

キャッチオール規制の対象国・地域

外国ユーザーリスト（2018.5.2改訂）

- ・ 経済産業省が、大量破壊兵器の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリスト
- ・ このリストに掲載されている企業等に輸出等を行う場合には、それが大量破壊兵器の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の許可が必要となります

大学間・部局間協定を締結している大学も掲載されています（東北大学）

2018年5月2日改定版（全529機関）

- ・ イラン 224機関
- ・ 北朝鮮 143機関
- ・ シリア 20機関
- ・ 中国 65機関
- ・ パキスタン 54機関
- ・ インド 4機関

○大学関連

- イラン
- ・ Shiraz University (シラズ大学)
 - ・ University of Tehran (テヘラン大学)
- 中国
- ・ 北京航空航天大学
 - ・ 哈爾濱工業大学
 - ・ 国防科学技術大学
 - ・ 西北工業大学
 - ・ 電子科技大学

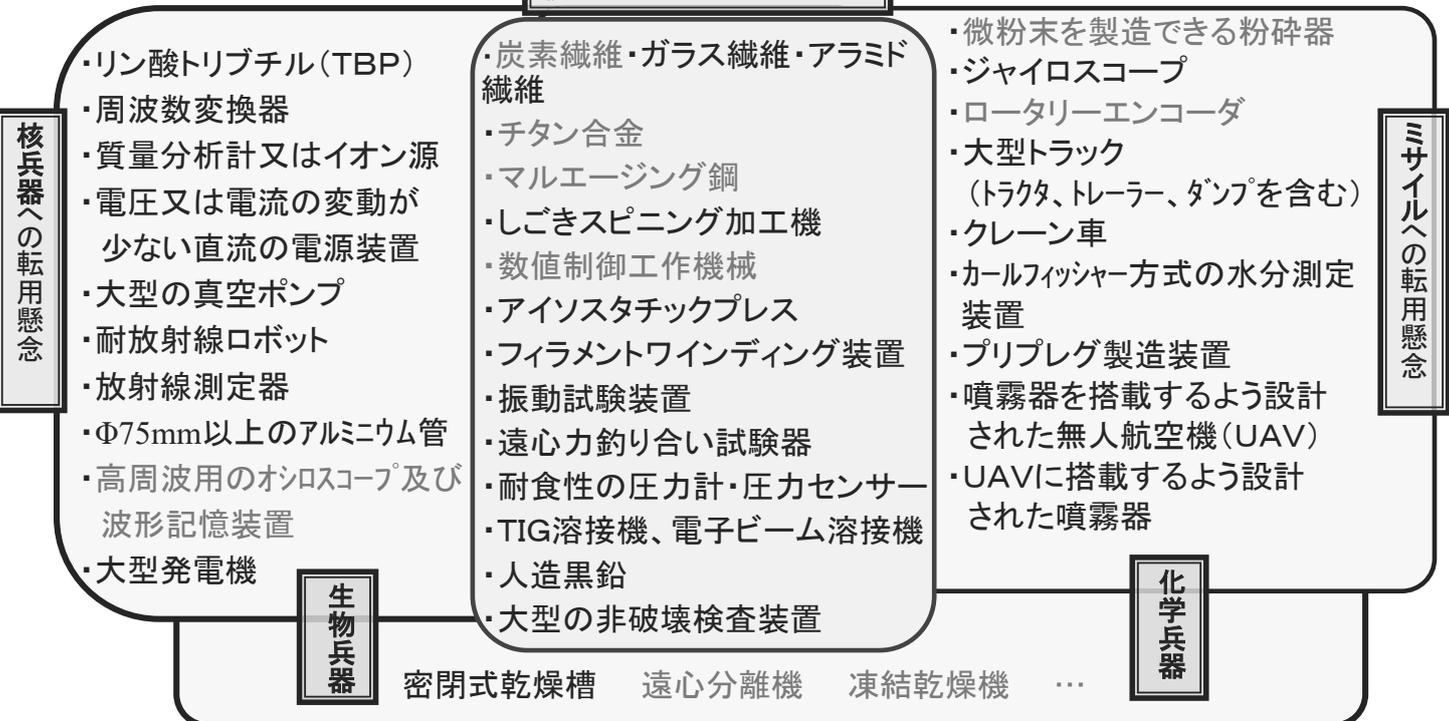
※外国ユーザーリストは不定期に改訂されます

- リスト規制は、貨物や技術の仕様(スペック)が、法令で規制されているものか否かを判断(該非判定)します
- 規制項番は、武器、原子力等分野別に1項から15項に分類されており、各項番によって規制される品目が示されています

項番	輸出規制品目例
1 武器	軍用航空機、軍用人工衛星、軍用細菌製剤・化学製剤等
2 原子力	重水素・重水素化合物、ロボット等、アルミニウム合金、真空ポンプ等
3 化学兵器	軍用化学製剤の原料、化学製剤用製造機械装置等
3の2 生物兵器	軍用細菌製剤の原料、細菌製剤用製造装置等
4 ミサイル	無人航空機、ロケット誘導装置、推進薬原料、サーボ弁、ガスタービン等
5 先端材料	チタン・ニッケルなど合金粉、金属製磁性材料、セラミック複合材料等
6 材料加工	ロボット、軸受、数値制御工作機械、コーティング装置等
7 エレクトロニクス	サンプリングオシロスコープ、ネットワークアナライザー、半導体基板、集積回路等
8 電子計算機	電子計算機
9 通信	伝送通信装置、通信用光ファイバー、暗号装置等
10 センサー等	光検出器・冷却器、高速度撮影可能なカメラ、レーザー発振器、レーダー等
11 航法装置	衛星航法システム 電波受信機、ジャイロスコープ
12 海洋関連	水中ロボット、潜水艇、水中回収装置、浮力材
13 推進装置	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体、無人航空機、ガスタービンエンジン等
14 その他	粉末状の金属燃料、催涙剤・くしゃみ剤等
15 機微品目	宇宙用光検出器、潜水艇、デジタル伝送通信装置等

- キャッチオール規制は、食料品や木材を除く全てを対象とし、貨物や技術が兵器の開発等の懸念用途に転用される恐れがないかを判断します
- 特に兵器の開発等に用いられる恐れの高いものを懸念40品目として指定

核・ミサイルへの転用懸念



ウォールストリートジャーナル（2017年9月7日）

North Korea's Ph.D. Strategy --- How did Pyongyang advance its nuclear weaponry? The answer may lie in scientists it sends abroad

Page, Jeremy; Gale, Alastair . Wall Street Journal , Eastern edition; New York, N.Y. [New York, N.Y.]07 Sep 2017: A.1.

“北朝鮮のPh.D.戦略”

どうやって核兵器開発を進めたのか？

答えは、研究者の海外に送ることにあるのだろう

- 数百人の研究者が海外に留学
- デュアルユース技術の持ち帰り懸念

（物理学，材料科学，工学，電気通信，航空宇宙）

大学としての運用ポリシーをはっきりさせる

①主導者

- ・役員のリーダーシップ
- ・使命感をもってリードする教員（キーパーソン）

②実働者

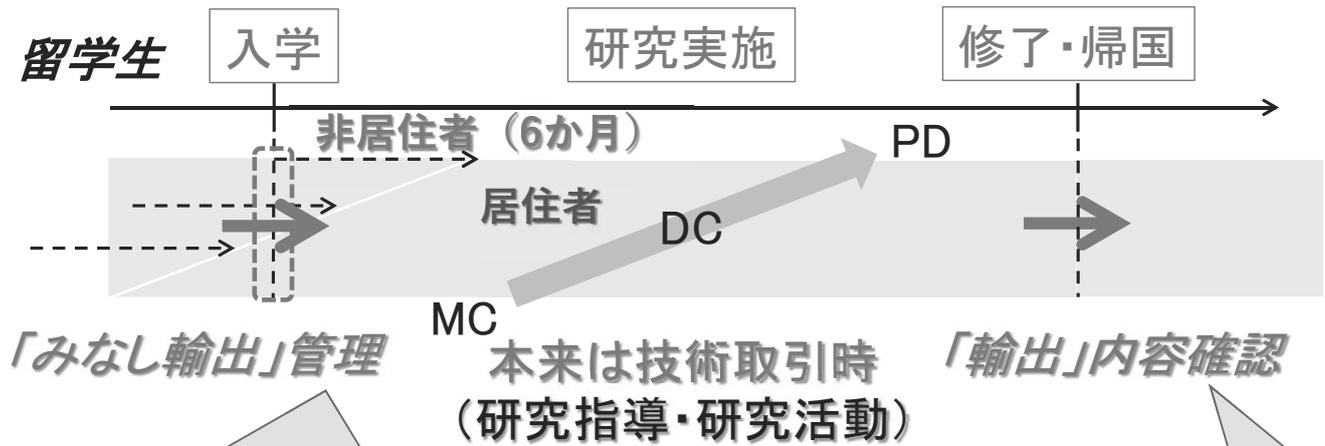
- ・所管部署（留学生，国際交流，研究協力，
産学連携，法務・コンプライアンス）
- ・専任者（学内・民間人材・特任教員の登用）

③管理対象範囲（どこまでやるか）

- ・法令対応 ⇔ 負担増に係る学内の対応
- ・リスク管理 趣旨・目的，費用対効果の説明が不可欠

技術取引(役務取引) = 「みなし輸出」

非居住者に技術取引が発生する時点が輸出が行われたとみなす



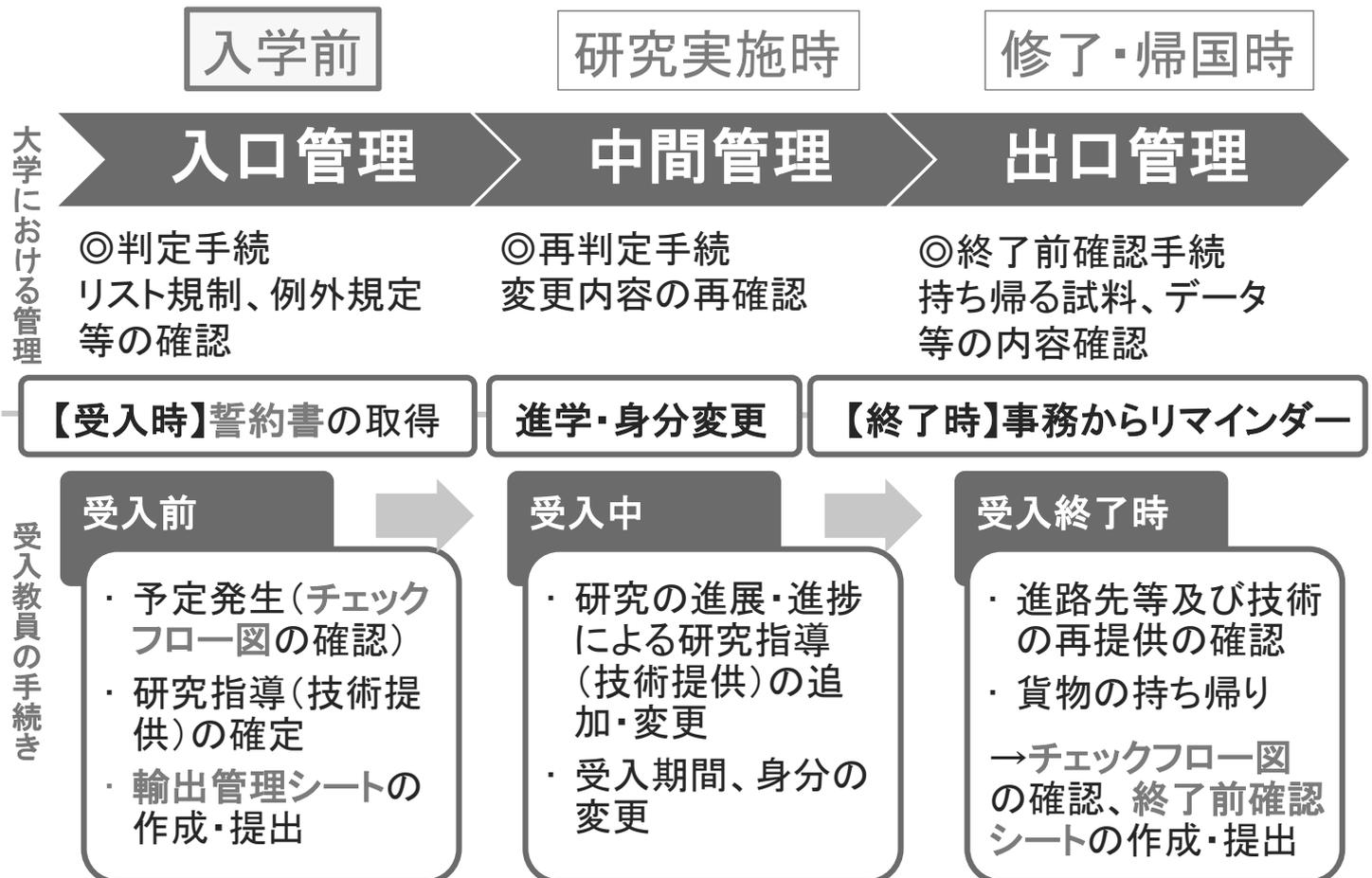
研究・教育活動を「みなし輸出」対象とする難しさ

- 提供技術・教育研究内容の将来予測
- ✓ 多種・多様 規格化・具体化されていない
- ✓ 日々常に変化・進展
- ✓ 居住性判断

リスト規制と相性が悪い

- 提供技術の確認
- 輸出貨物の確認
- 相手先の確認

東北大学における入口・中間・出口管理



● 輸出管理シートの作成 記入内容

- 提供技術の内容
- 相手先の情報(CV)
- 目的・用途

提出

承認

別記様式第2号(第5条関係) **輸出管理シート**
記入年月日:平成 24 年 4 月 1 日

大学(大学院)合格の前に実施することが望まれる
—希望する研究課題に対して審査—研究内容の変更が必要な場合あり

受け入れ予定期間

● 判定手続 確認内容

- リスト規制
- キャッチオール規制
- 例外規定・特例等の確認

懸念性の度合いに応じて審査項目を段階的に増やし慎重な審査を実施

濃淡管理

THE MUSEUM OF DIPLOMAS AND CERTIFICATES

you will find our first diploma and certificate museum, which we will update periodically. I believe is the first online diploma museum available! The purpose of this small museum is to show you diplomas/certificates in different styles and layouts over a period from 1900s to the present.

oldest reproduction document we have worked with dates back to 1901, and the style is quite different from what you see today.

TIQUE LEVEL: PRE-1900S - 1980S

re digital printing became a thing, creating a perfect diploma template was a thing of beauty. al methods had to be used to make sure everything looked professional and consistent across board. These are true diplomas - the ones you see in museums and the like.

re ordering a diploma in this time period, the template will usually have basic design with oldy lettering and printing methods. We have a large selection of templates from this time period to use from if you're older and you need a degree that corresponds when you were younger and going to school.

thing to note is that diplomas from this time period will usually have signs of wear - as the paper wasn't made to withstand the test of time, you will see yellowing of the paper and fraying around edges. Since your brand-new diploma won't have these natural signs of age, we recommend

~200 USD

◆懸念先からの受入手続きにおいて確認された情報等

● その1

ユーザーリスト掲載機関所属の学生について、在学期間中のカリキュラムの内容が軍事目的ではないことの証明書が発行されたケース

本証明のみをもって、相手先に懸念がないとは言いきれませんが、判断材料の一つ

他の懸念先の動向にも注目



◆懸念先からの受入手続きにおいて確認された情報等

● その2

ユーザーリスト掲載機関である北京航空航天大学(ミサイル懸念)については、China Airborne Missile Academyでインターンシップを行うことが課程で定められていたり、必修科目にミサイル関連の科目が組み込まれている情報あり

留学生本人の志望動機や提供技術が軍事転用する恐れがないか等、受入れ時の確認が重要です

※受入れそのものを拒否するものではありません

【Practical Experience】

留学生提出CV抜粋

◆2015.7.12~2015.7.21 China Airborne Missile Academy Principal of the class

Department: Missile Research and Production

Content: organized the class to visit the Department of missile research to observe the simulation test of missile launching and to understand the making process of missile components.

Achievement: improved the ability of staffing and got a basic understanding of missile during the visit.

平成25年度(第二次)東北大学大学院○○研究科
修士課程・博士課程(前期2年の課程)/ 研究生入学願書【参考例】

平成25年5月

大学院生及び研究生受入れ担当係の皆様へ

手続状況を確認するためのチェック欄

法務・コンプライアンス部コンプライ
推進課安全保障輸出管理室

入学願書における安全保障輸出管理項目の追記等について(通知)

このたび、平成25年5月1日より、教員等の手続遺漏による外為法違反リスクを
させるため、大学院及び研究生入学願書(以下、「入学願書」といいます)に記載す
目として、安全保障輸出管理(以下、「輸出管理」といいます)に関するチェック欄
し、入学願書を受理した際には、輸出管理に関する手続の実施状況についても併せ

兼業依頼状	
<p>大田 隆夫 様</p> <p>〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1</p> <p>TEL: 03-XXXX-XXXX</p>	<p>大田 隆夫 様</p> <p>〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1</p> <p>TEL: 03-XXXX-XXXX</p>
<p>【本学の安全保障輸出管理について】</p> <p><input type="checkbox"/> 承認者承認済(「輸出管理シート」の承認の日付(月 日))</p> <p><input type="checkbox"/> 「輸出管理シート」の提出要件に該当しない</p>	<p>【本学の安全保障輸出管理について】</p> <p><input type="checkbox"/> 承認者承認済(「輸出管理シート」の承認の日付(月 日))</p> <p><input type="checkbox"/> 「輸出管理シート」の提出要件に該当しない</p>

カナ				写真
氏名	漢字			
生年月日	西暦	年	月	日
本籍地	都・道	国籍	国	在留資格
(日本人志願者)	府・県	(外国人志願者)	(外国人志願者)	(外国人志願者)
大学院入試願書, 推薦書				
(記入しないでください)				
東北大学大学院○○研究科長 殿				平成25年 月 日
受入れ予定教員(所属・氏名) _____				
推 薦 書				
志願者が外国人の場合、受入れを予定している指導教員が記入してください。				
<p>【安全保障輸出管理に関する留意事項】</p> <p>志願者が外国人であるため、「基本フロー図」及び『留学生・外国人研究者受入れチェックフロー図(甲)』に基づき、以下のとおり確認を行いました。</p> <p>受入れ予定教員(所属・氏名) _____</p> <p><input type="checkbox"/> 承認済(既に「輸出管理シート」により物出手続を完了し、承認を受けている)【承認日: 月 日 承認部: _____】</p> <p><input type="checkbox"/> 承認不済(基本フロー図)及び『留学生・外国人研究者受入れチェックフロー図(甲)』により、物出手続が完了していることを確認した。</p> <p><input type="checkbox"/> 承認済では手続きが完了していないが、承認は完了済みである。</p> <p>(※: 東北大学における安全保障輸出管理)HP: http://www.rrip.tohoku.ac.jp/gnkunai/amzn/gnkunai_kakokuchi.html</p>				
<input type="checkbox"/> 承認済済み(承認日: 月 日) <input type="checkbox"/> 手続不要 <input type="checkbox"/> その他 (確認事務担当者氏名: _____)		※願書等受付印	※検定料領収印	25

➤ 取得対象者

- ①留学生(正規・非正規)
- ②外国人研究者(雇用・非雇用)

➤ 誓約内容

指導(受入)教員との相談のうえ、必要に応じて

外為法等に従い所定の手続を行う

- ✓ 研究上の技術情報を在学(在職)中又は修了(退職)後に外国において提供し、若しくは非居住者に対して提供しようとする場合

研究で知り得た技術の国外持ち出し

- ✓ 研究上の使用機器若しくは使用材料若しくは研究の結果得られた有体物を、在学(在職)中又は修了(退職)後に外国に輸出しようとする場合

研究の結果得られた貨物の輸出

別記様式第7号(第8条関係) (Appended form No.7 (Re. Article 8))	留学生(正規学生)用(留学生課関係)
	学籍番号 _____
	平成 年 月 日 (Year Month Day)
	誓約書 (PLEDGE)
東北大学総長 殿 (To President)	学部・研究科・教育課
	氏名 (PRINT NAME)
	署名 (Signature)
私は、貴学の正規課程に在籍する期間中に、次のいずれかに該当する場合には、指導教員に相談するとともに、必要な場合には関係法令に従い所定の手続きを行うことを誓約し	

◆ 受入れ時に承認された場合でも
 修士課程＞博士課程＞PDなどで研究テーマ・
 提供技術が変わる場合は再確認・再判定を実施

- 提供技術の内容に追加・変更が生じた場合
- 受入れた留学生・外国人研究者の所属大学・研究機関又は学位取得大学が新たに外国ユーザーリストに掲載された場合、国籍のある国が新たに懸念国や国連武器禁輸国に指定された場合



再確認・再判定手続

「出口管理」＝「みなし輸出」の確認

留学生/外国人研究者等が、受入期間を終了した後、
 帰国等に伴い、技術の再提供・貨物輸出を想定し、
 終了前に行う輸出管理

「終了前確認」として手続きを実施

出口管理は「入口管理」「中間管理」を補完するもの

- ・入口管理の時点で確認した経歴等と進路先は、必ずしも同一であるとは限らない→進路先の懸念を確認
- ・提供技術の追加変更等について漏れはないかを確認→再判定手続（中間管理）の遺漏を確認
- ・入口管理では提供技術について審査→貨物の持出しの有無を確認

◆まとめ

- 懸念先への技術流出を予防(牽制)するための確認
- 入口・中間期からの継続した管理が必要
- 教務系事務/部局担当/本部事務の連携

入口管理あつての出口管理

◆課題—大学でできること—

- ✓ 受入期間終了時に、就職・異動先など進路未定で帰国した場合の対応 (どこまで確認が必要・可能か?)
- ✓ 論文等により公知化されなかった研究データ、研究用試料(資料)の持ち帰り等が、輸出管理対象となることへの認識

(研究データの帰属、国際共同研究への対応)

2012年

ユーザーリスト掲載機関(核)での国際ワークショップ招待講演
Bhabha Atomic Research Center (India)

(* 日印原子力協定(2017)後もUL掲載の4機関の一つ)

“商用原子炉の圧力容器鋼の脆化・劣化を与える
ナノレベルの欠陥や不純物クラスターの研究”

事前相談, 事前審査: 輸出管理シートでの手続き

- ✓ 公知の内容
- ✓ リスト規制非該当
- ✓ HPなどで参加者, 公開性の確認

後日談... 認識していることの重要性

教員組織

管理される側

納得・理解できるか

自然科学・基礎科学



事務組織

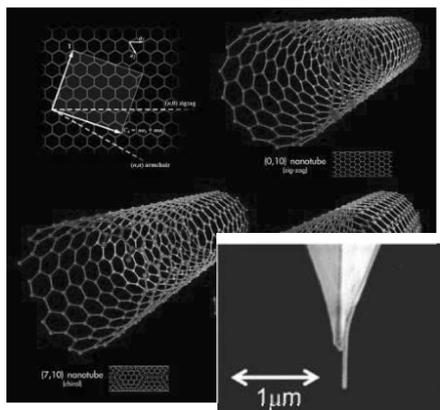
管理する側

法令・規則に適合しているか

法規対応・手続き論

理系 or 文系

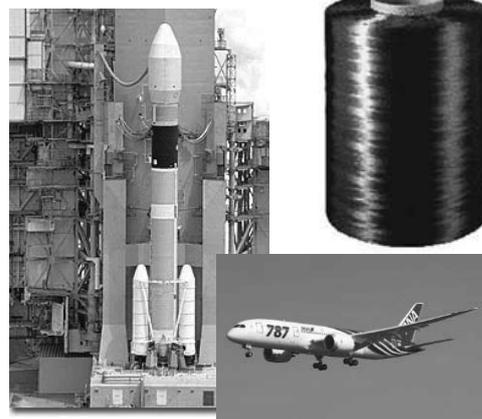
カーボンナノチューブ?



懸念40品目
炭素繊維材料

通訳となる
教員

炭素繊維?



企業営利活動とは異なる目線での対応が必要

大学・研究機関での運用のためには

学術界の原理

研究第一・門戸開放

Open door policy

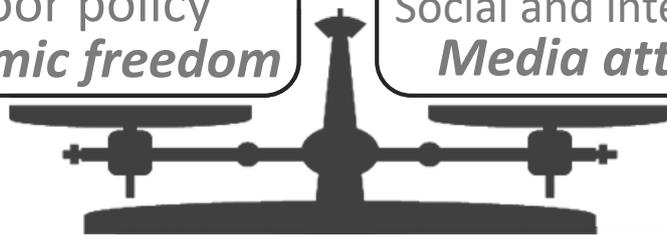
Academic freedom

社会的要請

法令に基づいたコンプライアンス遵守

Social and international responsibility

Media attention



大学が抱える現実的課題

- コスト (human resources, time consuming)
- Limited investigation capability
- Troublesome tasks - *objections from professors* -

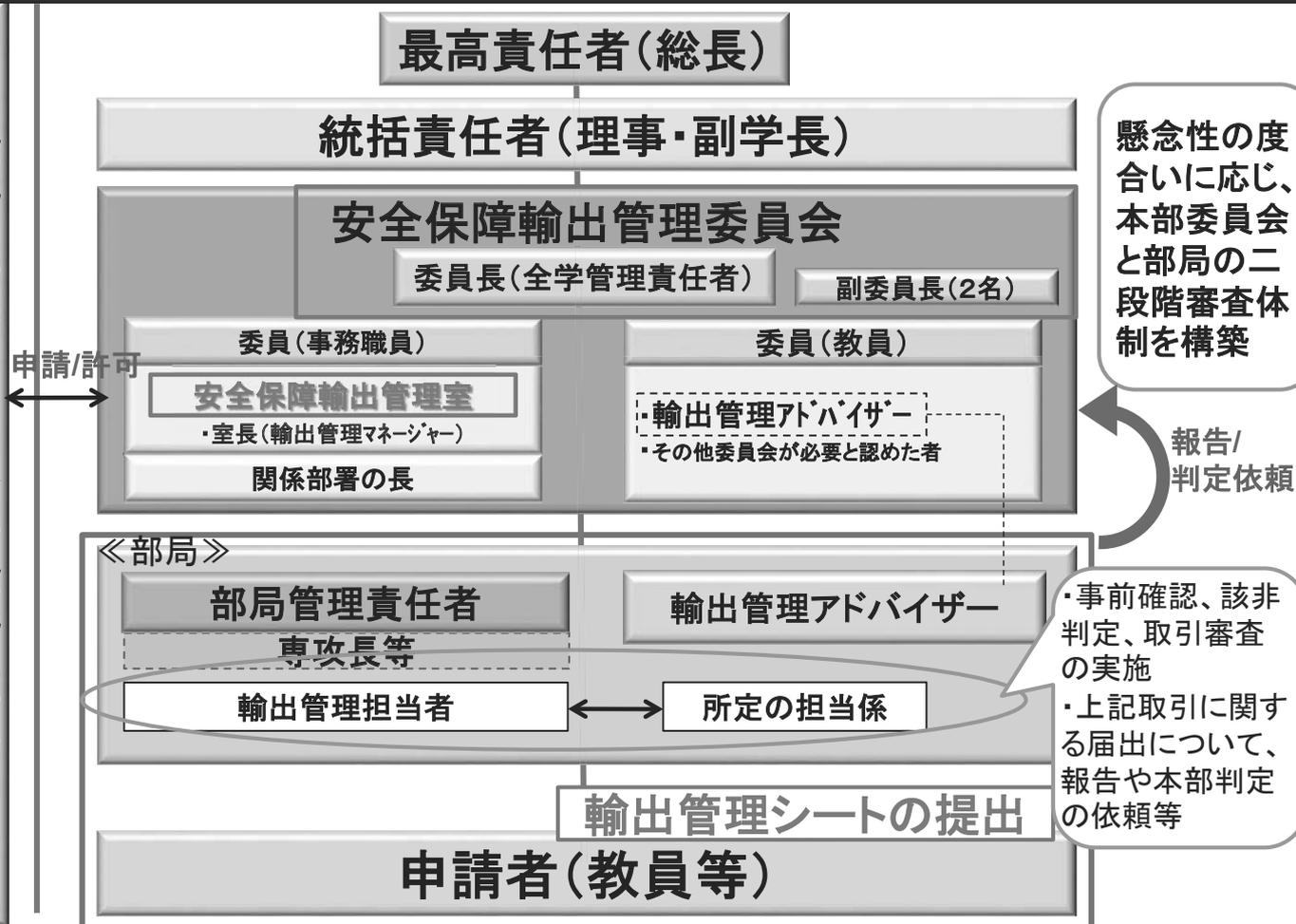
✓ 日本の学術研究維持の根本的問題

*Large demand of international students
for keeping academic activity in Japan*

東北大学の 安全保障輸出管理体制

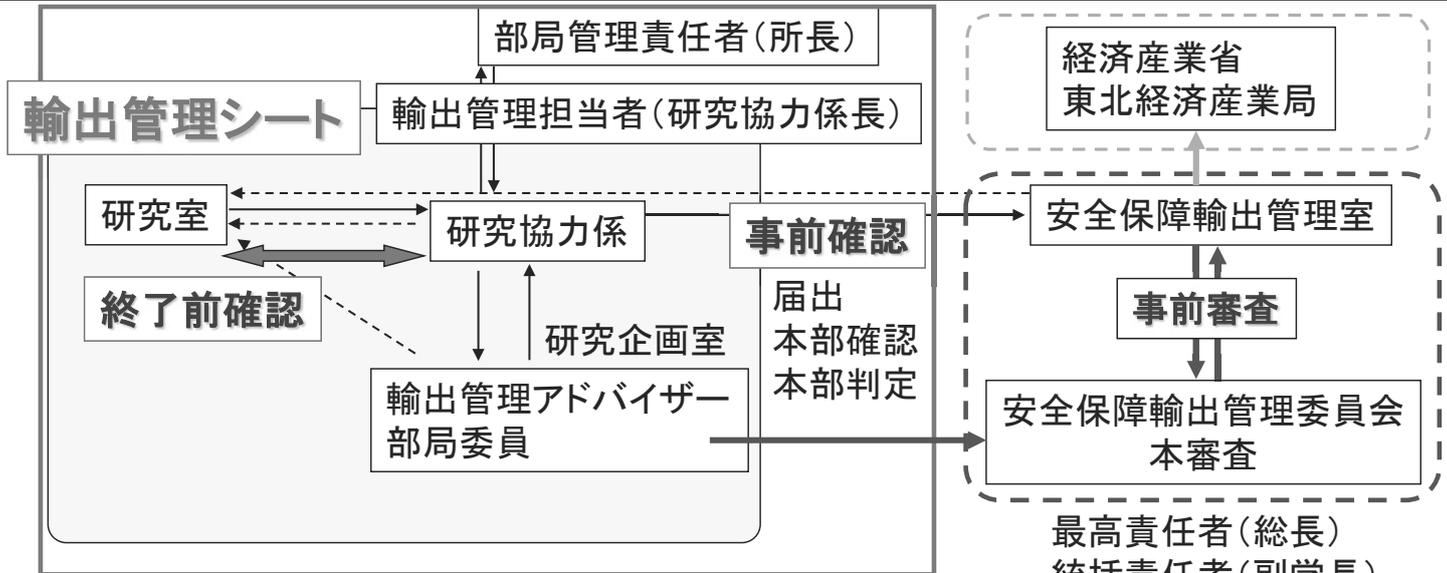
東北大学の輸出管理体制

経済産業省・東北経済産業局





東北大学・各部局の輸出管理手続き(例 金研)



本部で確認・判定するケース

- ・懸念される相手機関、相手国
- ・懸念情報がある場合
- ・例外規定に該当しない技術の提供
- ・貨物の輸出

経産省への許可申請が必要となるケース

- ・リスト規制貨物の輸出、リスト規制技術の提供
- ・キャッチオール規制に該当する場合（相手先・用途に懸念がある場合）

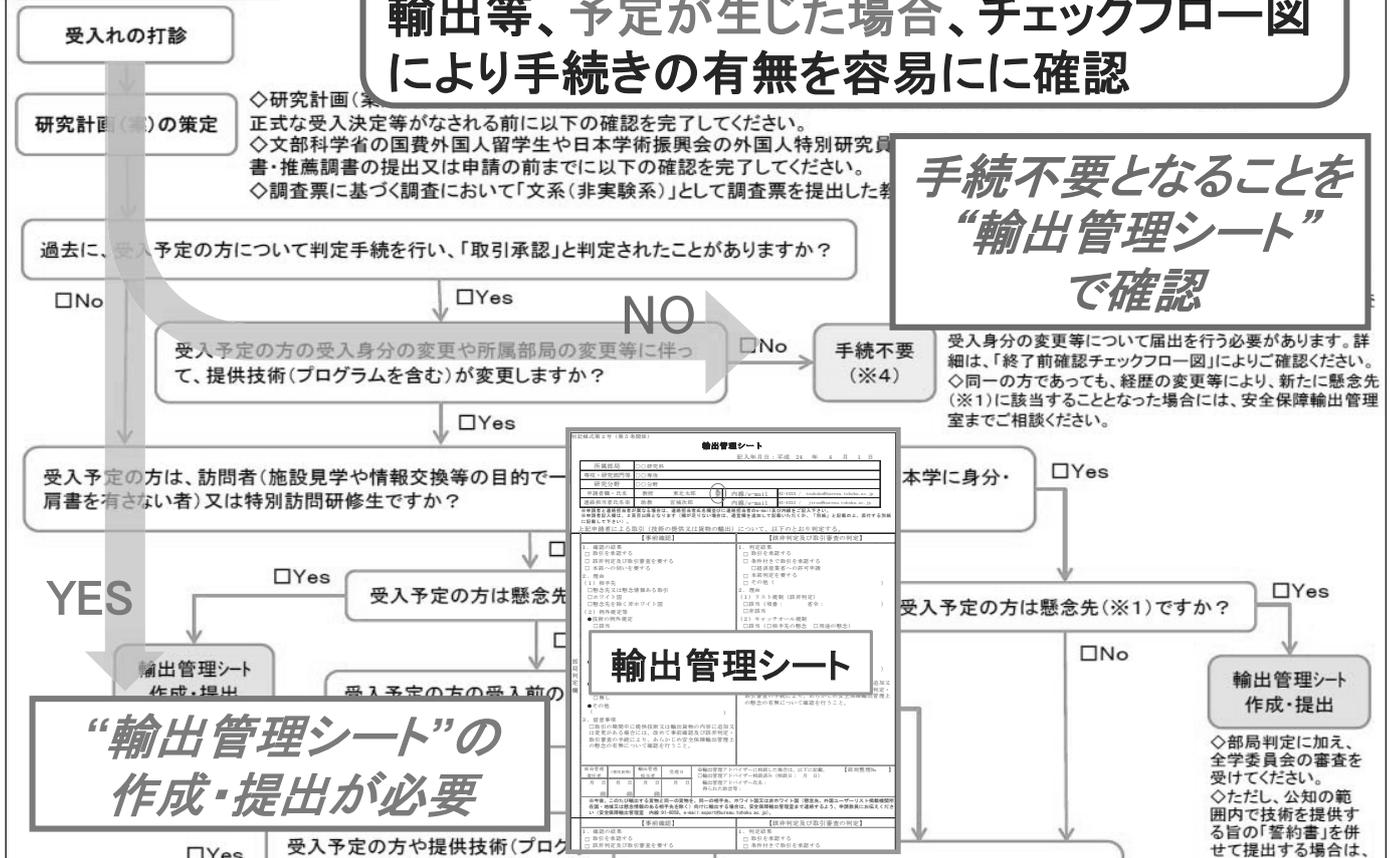


最初の一步 -フロー図でのチェック-

ここからStart

留学生・外国人研究者等の受入れ、貨物の輸出等、予定が生じた場合、チェックフロー図により手続きの有無を容易に確認

手続不要となることを
“輸出管理シート”
で確認



“輸出管理シート”の
作成・提出が必要

受入身分の変更等について届出を行う必要があります。詳細は、「終了前確認チェックフロー図」によりご確認ください。
◇同一の方であっても、経歴の変更等により、新たに懸念先(※1)に該当することとなった場合には、安全保障輸出管理室までご相談ください。

◇部局判定に加え、全学委員会の審査を受けてください。
◇ただし、公知の範囲内で技術を提供する旨の「誓約書」を併せて提出する場合は、



輸出管理シート

輸出管理シート

記入年月日：平成28年5月13日

所属部局	○研究科
専攻・研究部門等	○専攻
研究分野	○分野
申請者職・氏名	教授 東北太郎
連絡担当者氏名	助教 宮城次郎

※申請者と連絡担当者が異なる場合は、連絡担当者氏名並びに連絡担当者(e-mail)及び内線をご記入下さい。
 ※申請者記入時は、2頁目以降となります(欄が足りない場合は、適宜欄を追加して記載いただく、「別紙」と記載の上、添付する別紙に記載して下さい)。

上記申請者による取引(技術の提供又は貨物の輸出)について、以下のとおり判定する。

【事前確認】 【該非判定及び取引審査の判定】

1. 確認の結果	1. 判定結果
取引の種類(輸出、技術提供、受入れ)に関係なく様式は共通	

2. 留意事項
○取引の期間中に提供技術又は輸出貨物の内容に追加又は変更がある場合は、改めて事前確認及び該非判定・取引審査の手続きにより、あらかじめ安全保障輸出管理上の懸念の有無について確認を行うこと。

申請教員の所属部局で一次判定を実施	
○取引を承認する	○取引を承認しない
○該非判定及び取引審査を要する	○理由
○取引を承認しない	○別紙回答記載のとおり

本節判定欄	
○取引を承認する	○取引を承認しない
○該非判定及び取引審査を要する	○理由
○取引を承認しない	○別紙回答記載のとおり

1. 取引の内容【事前確認】

■貨物の輸出 (積み戻しの予定: 有 無) **必ず事前に!**

取引日 (輸出日) 平成 26 年 6 月 15 日

輸出貨物の名称 E2F-1 ノックアウトマウス (遺伝子組換えアフラトキシンの感染を受けたマウス)

目的・用途等 今後の有償ライセンスに向け、アメリカのXX Co., LtdとMIA契約を締結した上、試料を提供する。本試料は、遺伝子組み換えアフラトキシンの感染を受けたマウスであり、欠損したE2F-1をふたたび発現する。拡散供体はヒトであり、宿主にも病原性及び有害性(有害物質の産生)はない。輸出先において、病原性E2F-1 ノックアウトマウスに自然発症した腫瘍に対するE2F-1の治療効果が生体内(in vivo)で確認する。

○技術の提供 (渡航の予定: 有 無)

取引期間 (始期) 平成 年 月 日 (終期) 平成 年 月 日

提供技術の目的・用途 **取引に至った経緯や理由、試料や技術の目的・用途等を記載**

○受入

取引期

提供技術の名称

研究の方法等

試料の送付先や機器の使用場所の住所等を記載

2. 取引の相手先【事前】

■機関

名称	XX Co., Ltd
所在地	○外国ユーザーリスト <input checked="" type="checkbox"/> 懸念区分 <input type="checkbox"/> 核 <input type="checkbox"/> ミサイル <input type="checkbox"/> 生物兵器 <input type="checkbox"/> 化学兵器
	○ Main Street, ○ Cambs, ○ USA
	○ 日本 <input checked="" type="checkbox"/> ホワイト国(アメリカ合衆国)
	○ 懸念国()
	○ 外国ユーザーリスト掲載機関の所在国・地域()
	○ その他の非ホワイト国()

○個人(受入人物等)

氏名	(学籍番号)	国籍
永住権等	<input type="checkbox"/> 有()	※永住権を有する国名や在留資格等を記載 <input type="checkbox"/> 無
受入部局	雇用関係	<input type="checkbox"/> 有(締結予定も含む) <input type="checkbox"/> 無

受入身分又は現在の身分	<input type="checkbox"/> 学部学生 <input type="checkbox"/> 大学院修士課程 <input type="checkbox"/> 特別訪問研修生 <input type="checkbox"/> 特別研究学生 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 教授 <input type="checkbox"/> 准教授 <input type="checkbox"/> 助手 <input type="checkbox"/> 客員研究員 <input type="checkbox"/> JSPS外国人特別研究員 <input type="checkbox"/> 民間等共同研究員 <input type="checkbox"/> 訪問者
所属機関の名称等	<input type="checkbox"/> 外国()	<input type="checkbox"/> 国連武器禁輸国・地域()
所属機関の所在地	<input type="checkbox"/> 日本 <input type="checkbox"/> 懸念国()	<input type="checkbox"/> 外国ユーザーリスト掲載機関の所在国・地域()
	<input type="checkbox"/> その他の非ホワイト国()	

留学生等に関する情報を略歴書等をもとに記載

3. 技術の提供又は受入

1. 例外規定適用の有無【事前確認】

■ 公知の技術を提供する取引

- 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、開されている技術を提供する取引
- 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数者が入手可能な見学コース、講演会、展示会等において不特定多数者が入手又は聴講ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引

(具体的な論文名等: XXXX Tttt, N. (2003). Integral role of Noxa in p53-mediated apoptotic response. Genes Dev 10, !!!!-XXXX.)

■ 基礎科学分野の研究活動(自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としない研究活動)において技術を提供する取引

(理由: **基礎科学...**)

○ 日本国政府が外国政府に対して行方附償又は無償の経済を提供する取引 (協定の名称等:)

○ その他安全保障輸出管理マニュアルに記載の技術の例外規定 (具体的な条項等:)

※当該取引が記3.1のいずれにも該当しない場合は、記3.2において該非確認を行って下さい。
 ※相手先がホワイト国であって、記3.1のいずれかに該当する場合は、以下記入・提出不要です。

1. 輸出貨物: **化合物、合金材料等は、IUPAC名(CAS番号)、成分、組成、サイズ等を記載**

○ 調査票に記載未了の技術を提供する場合又は相手先が懸念先若しくは懸念情報のある相手先である場合

No.	提供技術に関連する貨物・プログラム	提供技術
①	名称	名称
	該非	該非
	理由	理由

単価・数量は、無償で提供する場合も「0円」ではなく、原材料費等をもとに評価額を算定し記載

仕様	仕様
<input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> プログラム	<input type="checkbox"/> 設計 <input type="checkbox"/> 製造 <input type="checkbox"/> 使用 <input type="checkbox"/> プログラム
<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
項番	項番
省令	省令
理由	理由

※外為令別表の1項から15項のいずれの項番にも該当しないことが明らかである場合には、項番欄と省令欄は記載不要ですが、技術

4. 貨物の輸出

1. 非該当証明書の有無【事前確認】

製造企業から購入し、イット国又は懸念先へ(非該当証明書の発) **該非判定書...**

※当該取引が記4.1に該当しない場合は、記4.2において該非確認を行って下さい。

※: **論文等は、雑誌名、巻、ページ等、「公知」であることが確認できるように記載**

2. 調査票に記載の貨物を輸出する場合【提出時の代、調査票に記載の】

調査票No.	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
調査票No.	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当

■ 調査票に記載未了の貨物を輸出する場合又は相手先が調査票に記載未了の貨物を輸出する場合又は

No.	輸出貨物	No.	輸出貨物
①	名称: サルオロリン酸1-β-D-リボシド 仕様: 結晶性粉末(常温で液体として存在する)の一つで、主な国際的企業から販売されている。 CAS番号: 174501-64-5 別名: 1-β-D-リボシド-3-メチルイミダゾリウムヘキサフルオロリン酸塩 メチル基-第3β-リボシド-6-フルチリル酸塩 リボシド-6-フルチリル酸塩 燃料電池や太陽電池などの開発を促進する薬材(電解質)として使用する。 単価: ¥ 300,000- 数量: 10ml <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	②	名称: タングステン試料 仕様: 円板状(直径50mm、厚さ150mm) 質量: 850g 組成(Mo: XX, 銅: XX, Ni: XX, 鉄: XX, その他)がXX%以上を占める(含有量: XX%) 単価: ¥ 5,000- 数量: <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
	項番	項番	
	省令	省令	

“リスト規制”に対して該当・非該当の根拠を明示

仕様	仕様	
・地震計の信号を計測・記録する ・XXX-12型 NI CompactDAQ (○杜製) ・磁気ディスクを使用していない計測用記録装置(波形記憶装置) ・ソフト速度: 10Hz/秒 ・分解能: 16bit ・GPS機能を有する。ただし、民生用に設計されたものであって、アダプティブアンテナシステムを備えていない。	仕様	・オキシトシン受容体遺伝子に蛍光タンパク質(Venus)を相間組み換えによりノックアウトしたマウスであり、ウイルス、細菌、中核におけるオキシトシンの受容体利用、特に行動・生理制御機能を解明し、高・抑制を介して社会行動が制御されるかを明らかにする。
単価: ¥ 300,000- 数量: 1set <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	単価: ¥ 300,000- 数量: <input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	
項番	項番	
省令	省令	

5. 相手先の確認 【事前確認】 【取引審査】 ※相手先が非ホワイト国の場合

1 相手先についての懸念の有無
 相手先チェックリスト（別紙1）に記載の懸念情報がある。
（該当する相手先チェックリスト№： ）
 相手先チェックリスト（別紙1）に記載の懸念情報はない。

2 おそれがないことが「明らか」か
 明らかガイドラインチェックリスト（別紙2）に記載の懸念情報がある。
（該当する明らかガイドラインチェックリスト技術№： /貨物№： ）
 明らかガイドラインチェックリスト（別紙2）に記載の懸念情報はない。

6. 用途の確認 【事前確認】 【取引審査】 ※相手先が非ホワイト国の場合

1 用途についての懸念の有無
 用途チェックリスト（別紙3）に記載の懸念情報がある。
（該当する用途チェックリスト№： ）
 用途チェックリスト（別紙3）に記載の懸念情報はない。
※相手先が懸念先を除く非ホワイト国であって、記5.又は記6.で懸念情報もない場合は、以下記入・提出不要です。

7. 懸念区分との関連性等の確認 【取引審査】 ※相手先が懸念先又は懸念情報がある場合

1 懸念40品目と懸念区分との関連性
 輸出貨物又は提供技術は、懸念40品目（別紙4）に該当する。

該当№	懸念用途	<input type="checkbox"/> 核	<input type="checkbox"/> ミサイル	<input type="checkbox"/> 生物兵器	<input type="checkbox"/> 化学兵器
懸念区分との関連性		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（理由： ）			

 輸出貨物又は提供技術は、懸念40品目（別紙4）に該当しない。

2 研究目的・目標

3 研究方法
 研究対象

4 大量破壊兵器等

5 懸念区分との関連性 ※その理由も明記下さい。

6 大量破壊兵器等への転用可能性（リスト規制レベルへの到達可能性） ※その理由も明記下さい。

相手先が非ホワイト国の場合に記載

“キャッチオール規制”

相手先が懸念先（懸念国、国連武器禁輸国、外国ユーザーリスト、軍事・国防関連機関）の場合のみ記載

懸念性の度合いに応じて審査項目を段階的に増やして慎重な審査を実施！



必要手続き日数

◆標準的処理日数

➤学内手続

- ✓ 懸念先からの受入・技術提供・輸出 …1ヶ月半
- ✓ 懸念先以外への貨物の輸出 …1～2週間
- ✓ 懸念先以外からの受入・技術提供 …1～2週間
- ✓ スーパーコンピュータの利用（許可申請の有無確認）…1週間

※上記は安全保障輸出管理室での処理日数（別途部局内処理日数が加算）

※学内手続の結果、経済産業省への申請が必要と判定された場合は、以下の経済産業省への申請手続に係る処理期間が加算

➤経済産業省への申請手続

- ✓ 経済産業省…2～3ヶ月
- ✓ 東北経済産業局…1～2週間

※処理日数は、経済産業省への提出後の日数（学内処理日数含まず）

H29年度 総手続件数 1,422件

貨物の輸出 477件

役務提供 945件

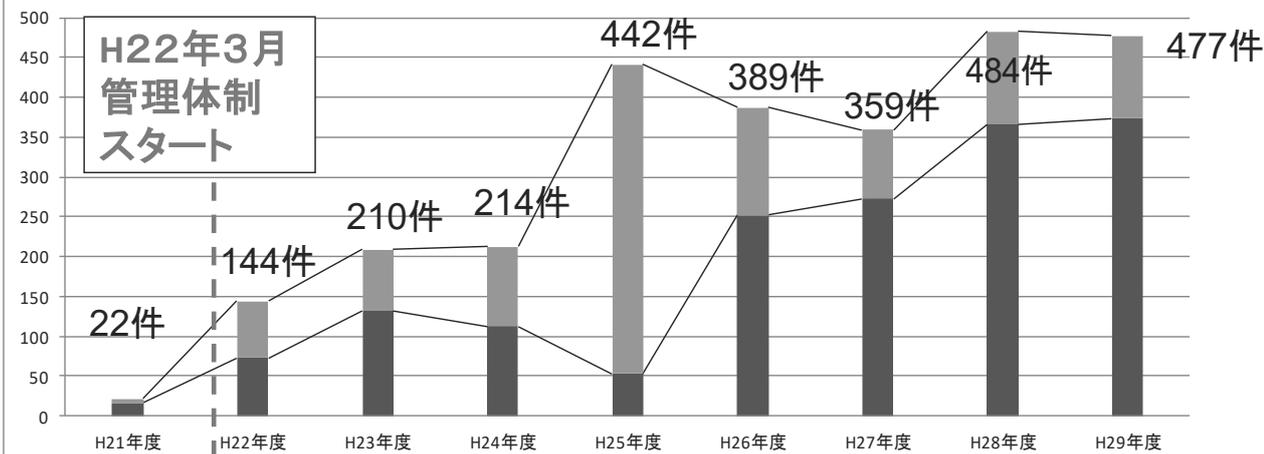
✓ 事前審査・委員会審査案件 46件

✓ 許可申請案件 7件

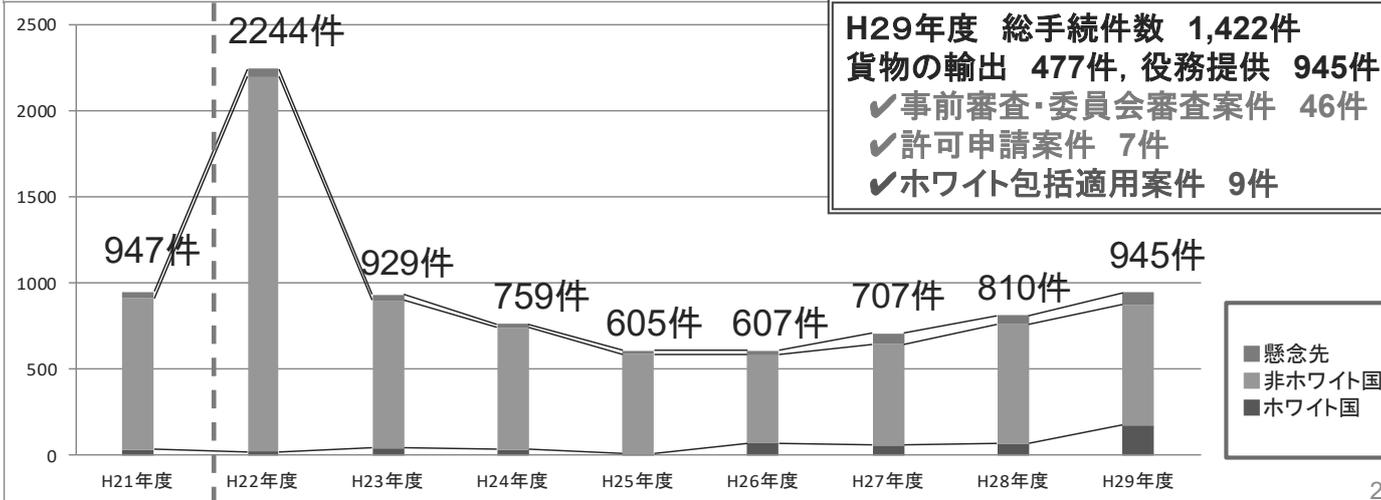
✓ ホワイト包括適用案件 9件

実際にリスト規制に該当する案件

貨物輸出品数の推移



役務取引件数の推移



H29年度 総手続件数 1,422件
貨物の輸出 477件, 役務提供 945件
 ✓ 事前審査・委員会審査案件 46件
 ✓ 許可申請案件 7件
 ✓ ホワイト包括適用案件 9件

東北大学の輸出管理体制／委員会と管理室



東北大学

常勤教職員数 6,432名 (H29.5.1現在)

学生数(学部, 大学院) 18,019名 内留学生1,583名
(H29.5.1現在)

東北大学

総事業費 1,451億円 (H28年度)

※東北大学概要2018より

各部局輸出管理担当者(総務系事務職員) 31名(係長級)

安全保障輸出管理室 3名(4名)

室長・輸出管理マネージャー(兼任課長1名)

室員(係長級1名, 事務一般職員1名, 事務補佐員1名)



安全保障輸出管理委員会 39名

委員長・全学管理責任者(教員1名: 材料工学系)

副委員長(教員2名: 医学・生命系, 電子情報系)

各部局委員(教員30名)

本部事務系委員(部・課長級6名)





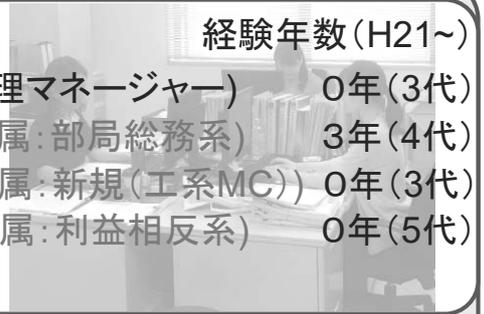
東北大学の輸出管理体制の特徴

安全保障貿易管理の専門家はいない (学外から民間経験者・有識者を招聘していない)

本部事務組織 (定期職員異動あり)

経験年数 (H21~)

総務企画部コンプライアンス推進課	課長(室長兼任 輸出管理マネージャー)	0年(3代)
安全保障輸出管理室	室員(係長級)	(前所属:部局総務系) 3年(4代)
	室員(一般職員)	(前所属:新規(工系MC)) 0年(3代)
	室員(非常勤職員)	(前所属:利益相反系) 0年(5代)



➤ 学内手続・組織管理・関係省庁対応

安全保障輸出管理委員会 (委員交代)

委員長・全学管理責任者(教員1名) 工学研究科マテリアル系教授 4年(3代)
 副委員長(教員2名) 医学系研究科教授(1年)・電子情報系教授(0年)
 各部局委員(教員30名)
 本部事務系委員(部・課長級6名)



➤ リスト規制の専門性・教員対応・学内コンセンサス

各部局輸出管理担当者(総務系事務職員)31名(係長級) 3~4年

10年で100名以上の事務職員, 100名近い教員が関与



濃淡管理

懸念性・リスク	一次審査	二次審査	最終審査
高 High-risk: 転用可能性が相対的に高い重大なケース	部局管理責任者(部局長)	安全保障輸出管理室(事前審査を実施)	安全保障輸出管理委員会, 統括責任者(副学長)
中 Middle-risk: 該非判定等に慎重な判断を要するケース	部局管理責任者(部局長)	安全保障輸出管理室	—
低 Low-risk: 明らかに許可不要な軽微なケース	部局管理責任者(部局長)	—	—

Important process

H29年度 総手続件数 1,422件
 貨物の輸出 477件, 役務提供 945件
 ✓事前審査・委員会審査案件 46件
 ✓許可申請案件 7件
 ✓ホワイト包括適用案件 9件

対象留学生: 理系(+文系実験系)大学院生



教育研究活動



普及・啓発活動の実施

➤ 教育・研修の実施

- ✓ 教員向け, 事務向け説明会
- ✓ 新規採用教職員向け説明会
- ✓ 専門研修会(アドバイザー研修会)
- ✓ Eラーニングによる講習の配信

安全保障輸出管理講習
第1部
～外為法による規制～

講師 安全保障輸出管理委員会委員長兼
安全保障輸出全学管理責任者
工学研究科 教授 吉見 孝祐



東北大学インターネットスクール
(ISTU)にて配信

➤ 啓発活動の実施

- ✓ 東北大学安全保障輸出管理HP
- ✓ ハンドブック
- ✓ ポスター, etc.



おわりに

この1年を振り返りますと、我が国を取り巻く世界情勢の変化と共に、我が国の大学が安全保障輸出管理に対して果たすべき役割がよりクローズアップされるようになったと認識いたします。東北大学は2017年6月に文部科学省から指定国立大学法人に指定され、「研究第一主義」、「門戸開放」、「実学尊重」という建学の精神に則った「教育力」、「研究力」のさらなる向上が求められているところがあります。これに対しまして、「東北大学グローバルイニシアティブ構想」に基づき、世界から尊敬される「世界三十傑大学」の一員を目指して、国際共同大学院の開設などグローバル時代を牽引する大学への飛躍に向けて、現在、全学を挙げて取り組んでいるところです。しかし当然のことながら、同時にそこには多様な輸出行為が存在しており、本学の国際化を安全に推進するためにも、厳格な輸出管理が必要不可欠となっています。とりわけ昨今、貿易戦争とも呼ばれる米中間の激しい対立が世界経済に大きな影響を及ぼしておりますが、その一部は安全保障上極めて難しい問題を含んでいることはすでに多くマスコミ報道されているところであり、輸出管理に対する社会的関心が非常に高まっていることは間違いありません。その結果、一方では自由な学問の場である大学が、手続きを間違えれば安全保障を揺るがす情報流出の場になりかねないという、厳しい社会の目に晒される状況となっております。

本学では、2010年3月より安全保障輸出管理に対する現体制を敷いて、全学的な取り組みを続けてまいりました。10年近い年月をかけ、単なる体制の整備だけでなく、教職員一人一人の理解を深めるために教職員向けの全学講習会を開催したり、アドバイザー教員のための研修会を開催したりする努力を積み重ねてまいりました。学生、研究者らの理解の一助となることを期待して、インターネットスクールを經由した「安全保障輸出管理講習」の配信も進めました。その甲斐あって、本学の構成員全体に渡って、輸出管理に対する関心が高まり理解や支持が広まったことは、大きな成果であると考えております。しかしながら、私達が想像する以上に安全保障にかかわる輸出管理の複雑さと深刻さが進行しているのではないかと、一方で危惧する今日でもあります。安全保障に係る科学技術的な問題の奥に、本来私達が願う安心で安全で平和な社会の構築を根本から揺るがすような社会の分断や、社会からの孤立を招きかねない影が潜んでいることはないか、という不安です。安全保障輸出管理の中で、東北大学全構成員が互いに助け合い、協力し合って国際化を一層強く推進していくことができますことを、切に願っております。

最後になりましたが、2019年3月をもちまして、4年間にわたってその職責にありました安全保障輸出全学管理責任者兼安全保障輸出管理委員会委員長を退任することとなりました。改めまして、輸出管理に多大なるご協力いただきました東北大学の教職員の皆様に、この場をお借りして御礼申し上げます。

安全保障輸出全学管理責任者兼安全保障輸出管理委員会委員長
国立大学法人東北大学大学院工学研究科 教授 吉見 享祐